

令和5年度

# 労働衛生のしおり

全国労働衛生週間スローガン

『目指そうよ二刀流  
こころとからだの健康職場』

建災防福山分会年間安全衛生標語

『言ったはず・伝えたはずが事故のもと  
必ず伝えて「報・連・相」』

福山労働基準監督署  
建設業労働災害防止協会 広島県支部福山分会

# 目 次

1	令和5年度全国労働衛生週間実施要綱	1
2	実施要綱説明資料(パワーポイント資料)	10
3	令和4年(確定)・令和5年7月末 福山労働基準監督署労働災害発生状況	24
4	広島労働局管内の建設業における労働災害発生状況	26
5	広島版 14次防りリーフレット	33
6	STOP! クールワークキャンペーン	39
7	足場からの墜落防止措置	41
8	事前調査は「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります!	45
9	第10次粉じん障害防止総合対策の推進について	47
10	一酸化炭素(CO)中毒を予防しましょう!	58
11	職場における新たな化学物質規制が導入されます	62



## 令和5年度全国労働衛生週間実施要綱

### 1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第74回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。また、中高年齢の女性を中心に、転倒などの労働者の作業行動に起因する労働災害が高い発生率となっている。人生100年時代に向けて高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進していくためにも、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく対策の推進とともに、労働者の健康管理や治療と仕事の両立への支援をさらに推進していく必要がある。

また、過労死等事案の労災認定件数は、令和4年度には904件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。このうち、特に精神障害による労災認定件数は令和4年度には710件と過去最多となっており、メンタルヘルス対策をさらに強化していく必要がある。

さらに、労働者の健康確保において、産業医の選任義務のない小規模事業場における体制確保や取組の推進が大きな課題となっている。これらの事業場は全体の96%を占めており、小規模事業場における健康確保対策の推進が重要である。

化学物質による休業4日以上労働災害は、450件程度で推移し、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占めている。また、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾病も後を絶たない。このため、厚生労働省では、従来、特別規則の対象となっていない全ての危険・有害な物質への対策を強化するため、事業者が自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入した。この仕組みを実効あるものとするため、ばく露の上限となる濃度基準値の設定、危険性・有害性に関する情報伝達の仕組みの整備・拡充を行うため、所要の法令改正を順次、行っているところである。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一

定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画（以下、「14次防」という。）において、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めている。

さらに、建設アスベスト訴訟の最高裁判決（令和3年5月17日）を踏まえ、有害物質による健康障害の防止措置を義務づける労働安全衛生法第22条の規定に関連する労働安全衛生規則等11の省令の規定について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても、労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者に義務づける改正が実施され、令和5年4月に施行されており、事業者に求められる労働衛生対策の実施対象の幅は広がっている。

このような背景を踏まえ、今年度は、「目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

## 2 スローガン

目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場

## 3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

## 4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

## 7 実施者

各事業場

## 8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

## 9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項
  - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
  - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
  - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
  - エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
  - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

  - ア 重点事項
    - (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
      - a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
      - b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働

働対策を積極的に推進する旨の表明

- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(イ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

- a 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスカ（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

(ウ) 転倒・腰痛災害の予防に関する事項

- a 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
- b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
- c 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
- d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期の健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
- e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施
- f 小売業及び介護施設の企業等関係者による「協議会」を通じた転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・企業における取組の推進

- g ストレッチを中心とした転倒・腰痛予防体操（例：いきいき健康体操）の実施
- h 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進
  - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
  - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
  - (c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進
  - (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人への負担の軽減
- (エ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
  - a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む。）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
  - b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
  - c SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
  - d ラベルや SDS の内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対して行う教育の推進
  - e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
  - f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
  - g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
  - h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- (オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
  - a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
    - (a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
    - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
    - (c) 隔離・湿潤化の徹底
    - (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
    - (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
    - (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底

- (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
- (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
- b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
  - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
  - (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
  - (c) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
  - (d) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
  - (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
  - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
  - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
  - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
  - (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (カ) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
  - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
  - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
  - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (キ) 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
  - a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
  - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
  - c 相談窓口等の明確化

- d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
  - e 両立支援コーディネーターの活用
  - f 産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (ク)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
- a WBGT 値の実測と、測定値に基づく熱中症リスクの評価、作業時間の短縮や、暑熱順化不足者の把握を含めた作業前ミーティングでの注意喚起など、評価を踏まえた適切な熱中症予防対策の実施
  - b 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
  - c 救急措置の事前の確認と実施
  - d 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
- (ケ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
  - b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保
- (コ)小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
- a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
  - b ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進
  - c 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
  - d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
  - e 中小企業における団体経由産業保健活動推進助成金の活用
- (サ)女性の健康課題に関する事項
- a 女性の健康課題に関する理解促進のための取組の実施
  - b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講
  - c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用
- イ 労働衛生3管理の推進等
- (ア)労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
  - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化

- c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
  - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
  - e 現場管理者の職務権限の確立
  - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (イ) 作業環境管理の推進に関する事項
- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
  - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
  - c 事務所や作業場における清潔保持
  - d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- (ウ) 作業管理の推進に関する事項
- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
  - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
  - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (エ) 「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項
- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
  - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
  - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
  - d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
- (オ) 労働衛生教育の推進に関する事項
- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
  - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- ウ 作業の特性に応じた事項
- (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
- a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とし



- た「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
    - (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
    - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
    - (c) じん肺健康診断の着実な実施
    - (d) 離職後の健康管理の推進
    - (e) その他地域の実情に即した事項
  - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
  - (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
  - (ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
    - a 騒音健康診断の実施
    - b 聴覚保護具の使用
    - c 騒音障害防止対策の管理者の選任
  - (エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
  - (オ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
  - (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
    - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
    - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
  - (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項
- エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
- (ア) 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
  - (イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」（平成24年8月10日付け基発0810第1号）に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項
- オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策
- a 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
  - b その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

# 令和5年度 全国労働衛生週間

スローガン

「目指そうよ二刀流

こころとからだの健康職場」

準備期間 令和5年9月1日～9月30日

本週間 令和5年10月1日～10月7日

福山労働基準監督署

労働者死傷病報告による労働災害発生状況

(令和4年確定)

福山労働基準監督署

業種	令和2年			令和3年			令和4年			増減数	増減率 %
	死亡	コロナ	死傷者	死亡	コロナ	死傷者	死亡	コロナ	死傷者		
01 食料品製造			40			24		1	47	23	95.8
02 繊維工業			1			8			5	-3	-37.5
03 衣服その他の繊維			2		9	6			4	-2	-33.3
04 木材・木製品			15			17			16	-1	-5.9
05 家具・装飾品			5			5			6	1	20.0
06 パルプ等			1						5	5	-
07 印刷・製本			2			3			5	2	66.7
08 化学工業		1	7		4	7			12	5	71.4
09 窯業土石			2			6			2	-4	-66.7
10 鉄鋼業	1		14		9	8		8	19	11	137.5
11 非鉄金属			2			1			4	3	300.0
12 金属製品			28		12	26			40	14	53.8
13 一般機械器具			7			15			13	-2	-13.3
14 電気機械器具			4			2			3	1	50.0
01 造船業		1	23		6	7		80	7	-	
15 輸送機械製造		1	24		6	10		80	10	-	
16 電気・ガス		1							1	1	-
17 その他の製造			16			13			12	-1	-7.7
01 製造業小計	1	3	170		40	151		89	204	53	35.1
02 鉱業小計									1	1	-



労働者死傷病報告による労働災害発生状況

(令和4年確定)

福山労働基準監督署

業種	令和2年			令和3年			令和4年			増減数	増減率 %	
	死亡	コロナ	死傷者	死亡	コロナ	死傷者	死亡	コロナ	死傷者			
01 土木工事			30			24			10	-14	-58.3	
02 木造家屋建築			17			13			10	-3	-23.1	
02 建築工事			52			38	1	3	32	-6	-15.8	
03 その他の建設			5	1	1	12			12			
03 建設業小計			87	1	1	74	1	3	54	-20	-27.0	
03 道路貨物運送		3	89		4	82	2	3	92	10	12.2	
04 運輸交通業小計		3	97		4	88	2	3	100	12	13.6	
05 貨物取扱小計			2			7			4	-3	-42.9	
01 農業			4			3			6	3	100.0	
02 林業			5	1		12			11	-1	-8.3	
06 農林業小計			9	1		15			17	2	13.3	
07 畜産・水産業小計			2			1			3	2	200.0	
01 卸売業		1	17		1	28			16	-12	-42.9	
02 小売業		1	69	1	5	80		4	65	-15	-18.8	
08 商業		2	97	1	6	114		4	90	-24	-21.1	
09 金融広告業			5			10		2	5	-5	-50.0	
10 映画・演劇業											-	
11 通信業			16			19			9	-10	-52.6	
12 教育研究			2			3		1	7	4	133.3	
01 医療保健業		32	21		15	16		403	21	5	31.3	
02 社会福祉施設		1	44			50		266	57	7	14.0	
13 保健衛生業		33	65		15	66		672	80	14	21.2	
14 接客娯楽		5	27			32		13	28	-4	-12.5	
15 清掃・と畜			28			25	1	1	22	-3	-12.0	
16 官公署									2	2	-	
17 その他の事業	1	10	15		1	24		1	18	-6	-25.0	
合	計	2	56	622	3	67	629	4	789	644	15	2.4

労働者死傷病報告による労働災害発生状況

(各年7月末現在)

福山労働基準監督署

業種	令和3年			令和4年			令和5年			増減数	増減率 %
	死亡	コロナ	死傷者	死亡	コロナ	死傷者	死亡	コロナ	死傷者		
01 食料品製造			14			25			16	-9	-36.0
02 繊維工業			6			4			4	-	-
03 衣服その他の繊維			3			1			8	7	700.0
04 木材・木製品			9			8			5	-3	-37.5
05 家具・装備品			5			4			2	-2	-50.0
06 パルプ等						3			1	-2	-66.7
07 印刷・製本			1			1				-1	-100.0
08 化学工業			5			2			6	4	200.0
09 窯業土石			4			1			2	1	100.0
10 鉄鋼業			2	3	8	14			6	-8	-57.1
11 非鉄金属									2	2	-
12 金属製品			7			17			19	2	11.8
13 一般機械器具			7			5			6	1	20.0
14 電気機械器具			2			1			2	1	100.0
01 造船業		2	4		59	4		8	4	-	-
15 輸送機械製造		2	5		59	6		8	4	-2	-33.3
16 電気・ガス										-	-
17 その他の製造			8			5			7	2	40.0
01 製造業小計		4	79		67	97		8	90	-7	-7.2
02 鉱業小計						1				-1	-100.0
01 土木工事			13			8			10	2	25.0
01 鉄骨・鉄筋家屋			4			7			4	-3	-42.9
02 木造家屋建築			4			4			5	1	25.0
02 建築工事			18	1	1	17			17	-	-
03 建設業小計	1	1	35	1	1	33			37	4	12.1
03 道路貨物運送		1	39		1	56			49	-7	-12.5
04 運輸交通業小計		1	41		1	60			55	-5	-8.3
05 貨物取扱小計			1			1			2	1	100.0



労働者死傷病報告による労働災害発生状況

(各年7月末現在)

福山労働基準監督署

業種	令和3年			令和4年			令和5年			増減数	増減率 %
	死亡	コロナ	死傷者	死亡	コロナ	死傷者	死亡	コロナ	死傷者		
01 農業			2							-	-
02 林業			5			6			1	-5	-83.3
06 農林業小計			7			6			1	-5	-83.3
07 畜産・水産業小計			1						1	1	-
01 卸売業			15			6	1		10	4	66.7
02 小売業	1		31	1		42	1		37	-5	-11.9
08 商業	1		47	1		52	1	1	48	-4	-7.7
09 金融広告業			5			4			4	-	-
10 映画・演劇業										-	-
11 通信業			14			5			5	-	-
12 教育研究			2		1	4			1	-3	-75.0
01 医療保健業		14	2		139	10		63	10	-	-
02 社会福祉施設			24		40	25		64	32	7	28.0
13 保健衛生業		14	26		179	36		127	43	7	19.4
02 飲食店			10		3	10			13	3	30.0
14 接客娯楽			17		4	18			13	-5	-27.8
15 清掃・と畜			13		1	8			12	4	50.0
17 その他の事業			1		1	11			7	-4	-36.4
合 計	2	21	299	2	255	336	1	136	319	-17	-5.1

【備考】

1 本統計は各年別の労働者死傷病報告に基づき集計した休業4日以上の人数です。

## 全国労働衛生週間における 実施要項について



## 実施者の実施事項(本週間中)

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰

## 実施者の実施事項(本週間中)

- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等  
緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作  
文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高  
揚のための行事等の実施



## 実施者の実施事項(準備間中)

### ア 重点事項(11項目)

- (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
- (イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- (ウ) 転倒・腰痛災害の予防に関する事項
- (エ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- (オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- (カ) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項

## 実施者の実施事項(準備間中)

- (キ) 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- (ク) 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
- (ケ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- (コ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
- (サ) 女性の健康課題に関する事項



## 実施者の実施事項(準備間中)

### ア 重点事項

- (イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
  - a 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
  - b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
  - c 4つのメンタルヘルスケア(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・情報提供

## 実施者の実施事項(準備間中)

### ア 重点事項

- (イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
  - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
  - e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組



## 実施者の実施事項(準備間中)

### ア 重点事項

- (イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 「自殺予防週間」(9月10日～9月16日)等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

## 実施者の実施事項(準備間中)

### ア 重点事項

- (エ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底(非製造業業種を含む。)、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
- b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート(SDS)交付の状況の確認



## 実施者の実施事項(準備間中)

### ア 重点事項

#### (エ)化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- c SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
- d ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対して行う教育の推進

## 実施者の実施事項(準備間中)

### ア 重点事項

#### (エ)化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認

## 実施者の実施事項(準備間中)

### ア 重点事項

(エ)化学物質による健康障害防止対策に関する事項

g 特殊健康診断等による健康管理の徹底

h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

## 実施者の実施事項(準備間中)

### ア 重点事項

(オ)石綿による健康障害防止対策に関する事項

a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進

(a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底

(b) 労働基準監督署に対する届出の徹底

(c) 隔離・湿潤化の徹底

(d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進



## 実施者の実施事項(準備間中)

### ア 重点事項

(オ)石綿による健康障害防止対策に関する事項

- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
- (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
- (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
- (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
- (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底

## 実施者の実施事項(準備間中)

### ア 重点事項

(オ)石綿による健康障害防止対策に関する事項

- b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底(貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。)
- (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
- (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査



## 実施者の実施事項(準備間中)

### ア 重点事項

(才)石綿による健康障害防止対策に関する事項

(c) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施

(d) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施

(e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施

## 実施者の実施事項(準備間中)

### ア 重点事項

(才)石綿による健康障害防止対策に関する事項

c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止

(a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施

(b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合(不明な場合を含む。)における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底



## 実施者の実施事項(準備間中)

### ア 重点事項

(オ)石綿による健康障害防止対策に関する事項

d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底

(a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握

(b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等

## 実施者の実施事項(準備間中)

### ア 重点事項

(ク)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項

a WBGT値の実測と、測定値に基づく熱中症リスクの評価、作業時間の短縮や、暑熱順化不足者の把握を含めた作業前ミーティングでの注意喚起など、評価を踏まえた適切な熱中症予防対策の実施

b 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取

c 救急措置の事前の確認と実施

d 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認



## 実施者の実施事項(準備間中)

### ア 重点事項

- (エ)「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項
- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
  - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
  - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
  - d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携

## 実施者の実施事項(準備間中)

### ウ 作業の特性に応じた事項

- (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
- a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
  - (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
  - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
  - (c) じん肺健康診断の着実な実施

## 実施者の実施事項(準備間中)

ウ 作業の特性に応じた事項

(ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項

a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)  
を契機とした「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進

(d) 離職後の健康管理の推進

(e) その他地域の実情に即した事項

b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進



労働者死傷病報告による労働災害発生状況

(令和4年確定)

福山労働基準監督署

業種	令和2年			令和3年			令和4年			増減数	増減率 %
	死亡	コロナ	死傷者	死亡	コロナ	死傷者	死亡	コロナ	死傷者		
01 製造業小計	1	3	170		40	151		89	204	53	35.1
02 鉱業小計									1	1	-
01 水力発電所											-
02 トンネル建設工事											-
03 地下鉄建設工事											-
04 軌道建設工事						1				1	-
05 橋梁建設工事											-
06 道路建設工事			7			5			1	-2	-28.6
07 河川土木工事						2			1	2	-
08 砂防工事業			2						1	-2	-100.0
09 土地整理土木			4			1			1	-3	-75.0
10 上下水道			3			3			1		
11 港湾海岸						1				1	-
99 その他土木			14			11			5	-3	-21.4
01 土木工事			30			24			10	-14	-58.3
01 鉄骨・鉄筋家屋			8			8			9	1	12.5
02 木造家屋建築			17			13			10	-3	-23.1
03 建築設備工事			12			9		1	1	-8	-88.9
09 その他の建築工事			15			8	1	2	12	4	50.0
02 建築工事			52			38	1	3	32	-6	-15.8
01 電気通信工事				1	1	3			2	3	-
02 機械器具設置			1			2			3	1	100.0
09 その他の建設			4			7			7	3	75.0
03 その他の建設			5	1	1	12			12		
03 建設業小計			87	1	1	74	1	3	54	-20	-27.0
04 運輸交通業小計		3	97		4	88	2	3	100	12	13.6
05 貨物取扱小計			2			7			4	-3	-42.9
06 農林業小計			9	1		15			17	2	13.3
07 畜産・水産業小計			2			1			3	2	200.0
08 商業		2	97	1	6	114		4	90	-24	-21.1
09 金融広告業			5			10		2	5	-5	-50.0
10 映画・演劇業											-
11 通信業			16			19			9	-10	-52.6
12 教育研究			2			3		1	7	4	133.3
13 保健衛生業		33	65		15	66		672	80	14	21.2
14 接客娯楽		5	27			32		13	28	-4	-12.5
15 清掃・と畜			28			25	1	1	22	-3	-12.0
16 官公署									2	2	-
17 その他の事業	1	10	15		1	24		1	18	-6	-25.0
合 計	2	56	622	3	67	629	4	789	644	15	2.4

[備考]

1 本統計は各年別の労働者死傷病報告に基づき集計した休業4日以上的人数です。



労働者死傷病報告による労働災害発生状況

(各年7月末現在)

福山労働基準監督署

業種	令和3年			令和4年			令和5年			増減数	増減率 %
	死亡	コロナ	死傷者	死亡	コロナ	死傷者	死亡	コロナ	死傷者		
01 製造業小計	4		79	67		97		8	90	-7	-7.2
02 鉱業小計						1				-1	-100.0
01 水力発電所										-	-
02 トンネル建設工事										-	-
03 地下鉄建設工事										-	-
04 軌道建設工事			1							-	-
05 橋梁建設工事										-	-
06 道路建設工事			2			1			2	1	100.0
07 河川土木工事			2			1				-1	-100.0
08 砂防工事業						1				-1	-100.0
09 土地整理土木			1							-	-
10 上下水道			2							-	-
11 港湾海岸									1	1	-
99 その他土木			5			5			7	2	40.0
01 土木工事			13			8			10	2	25.0
01 鉄骨・鉄筋家屋			4			7			4	-3	-42.9
02 木造家屋建築			4			4			5	1	25.0
03 建築設備工事			5	1						-	-
09 その他の建築工事			5	1		6			8	2	33.3
02 建築工事			18	1	1	17			17	-	-
01 電気通信工事	1	1	2			1			2	1	100.0
02 機械器具設置			1			2			1	-1	-50.0
09 その他の建設			1			5			7	2	40.0
03 その他の建設	1	1	4			8			10	2	25.0
03 建設業小計	1	1	35	1	1	33			37	4	12.1
04 運輸交通業小計		1	41	1		60			55	-5	-8.3
05 貨物取扱小計			1			1			2	1	100.0
06 農林業小計			7			6			1	-5	-83.3
07 畜産・水産業小計			1						1	1	-
08 商業	1		47	1		52	1	1	48	-4	-7.7
09 金融広告業			5			4			4	-	-
10 映画・演劇業										-	-
11 通信業			14			5			5	-	-
12 教育研究			2		1	4			1	-3	-75.0
13 保健衛生業		14	26		179	36		127	43	7	19.4
14 接客娯楽			17		4	18			13	-5	-27.8
15 清掃・と畜			13		1	8			12	4	50.0
17 その他の事業		1	11		1	11			7	-4	-36.4
合計	2	21	299	2	255	336	1	136	319	-17	-5.1

[備考]

1 本統計は各年別の労働者死傷病報告に基づき集計した休業4日以上的人数です。



# 広島労働局管内の建設業 における労働災害発生状況

広島労働局  
労働基準部 健康安全課



## 広島労働局管内の労働災害発生状況【概要】

死傷者数(R4年)

休業4日以上  
**3140人**

死亡者数(R4年)

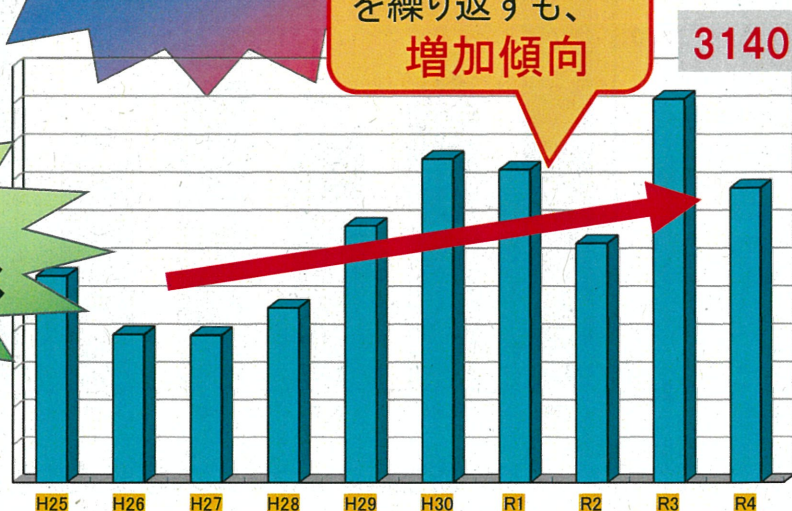
**27人**

新型コロナウイルス感染症  
による労働災害を除く。

R4年 死亡災害  
前年比 約**2.5**倍増

死傷災害は増減  
を繰り返すも、  
**増加傾向**

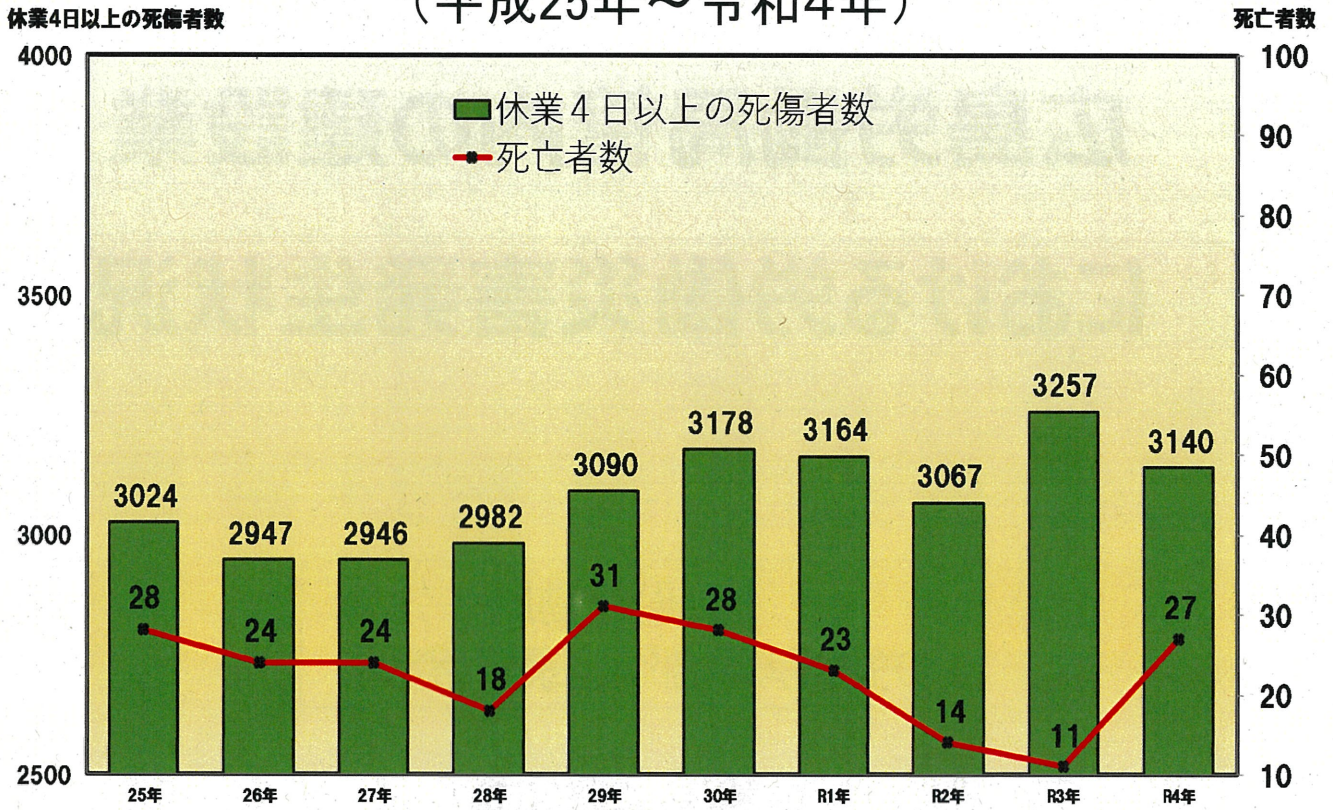
過去10年間の  
労働災害の推移





# 全産業における死傷者の推移 広島労働局

(平成25年～令和4年)

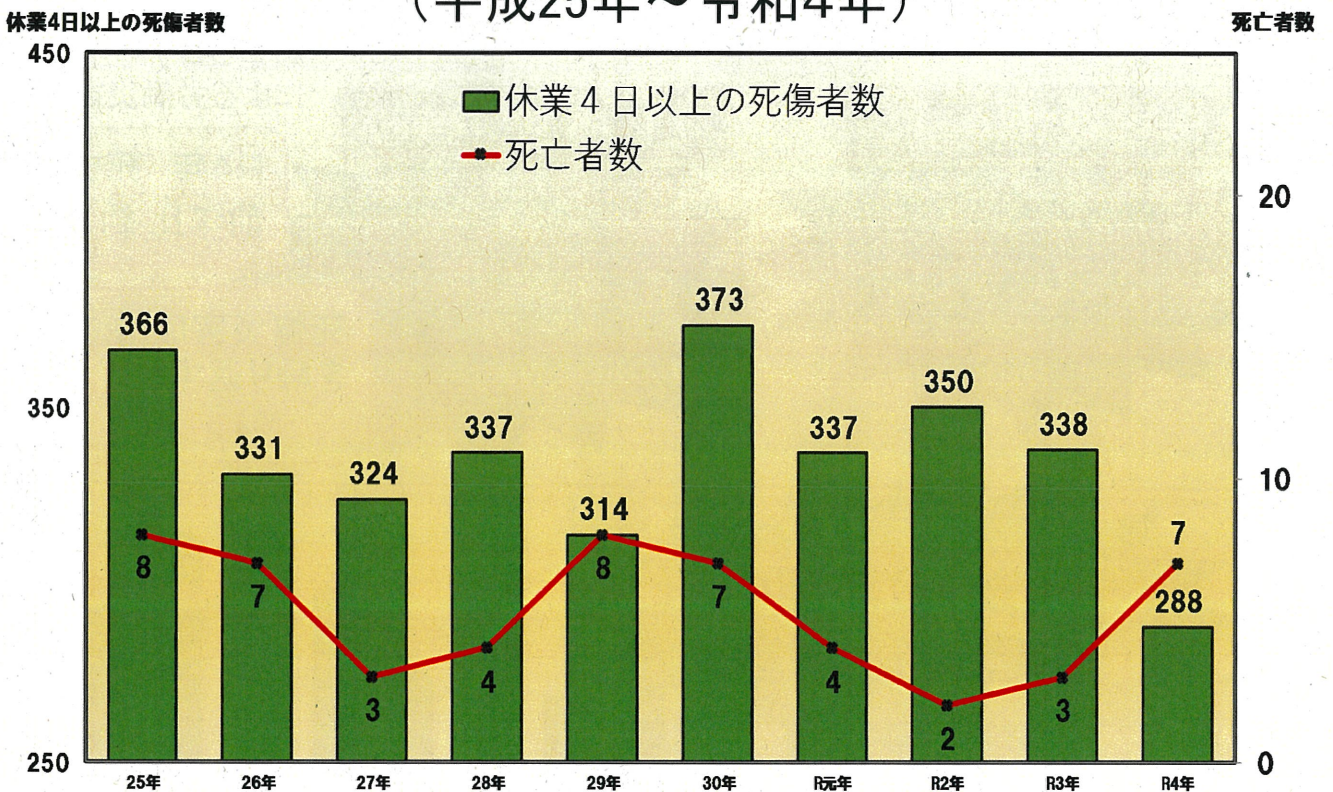


新型コロナウイルス感染症による労働災害を除いたもの。

3

# 建設業における死傷者の推移 広島労働局

(平成25年～令和4年)



新型コロナウイルス感染症による労働災害を除いたもの。

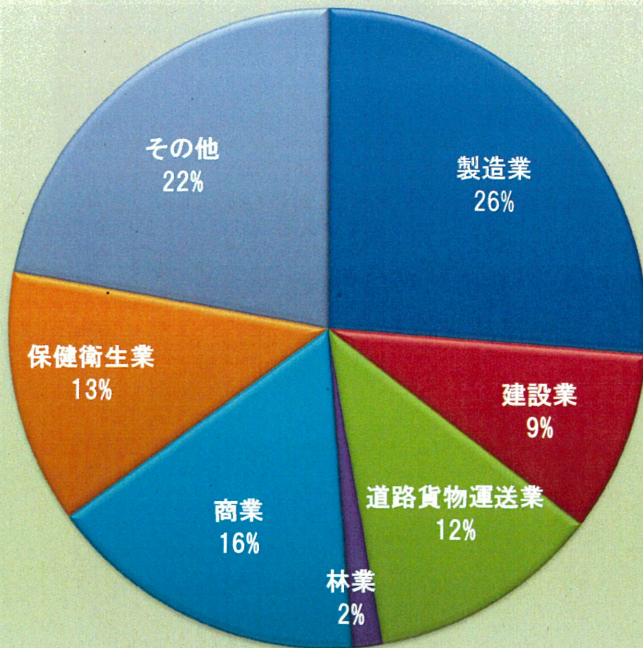
4



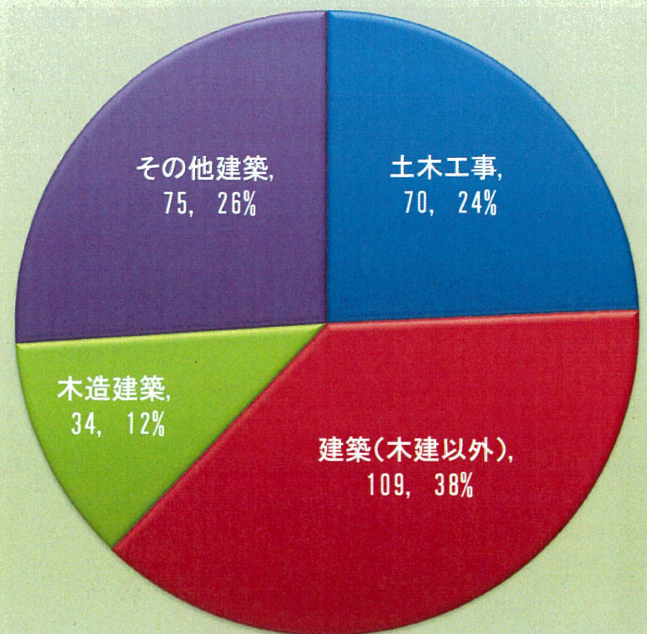
# 令和4年 業種別災害発生割合

広島労働局

## 主要業種別



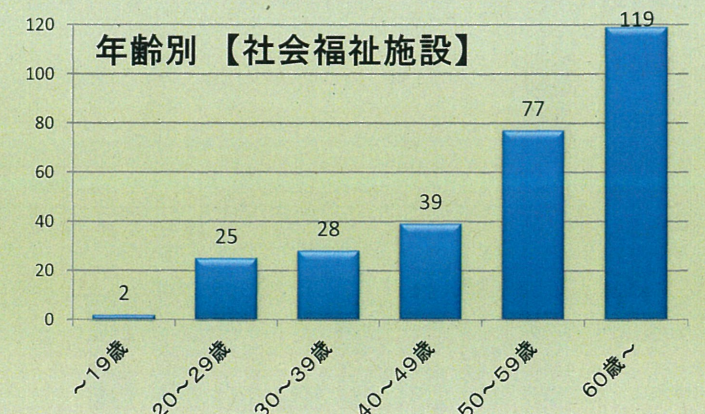
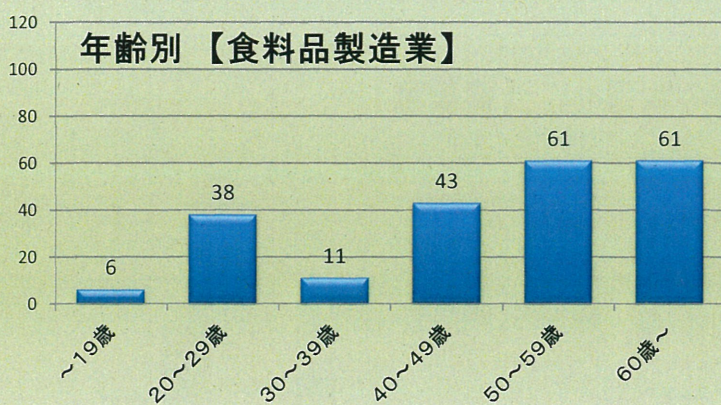
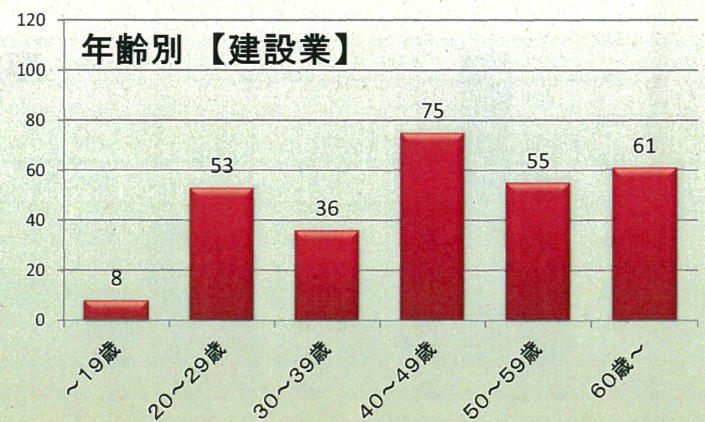
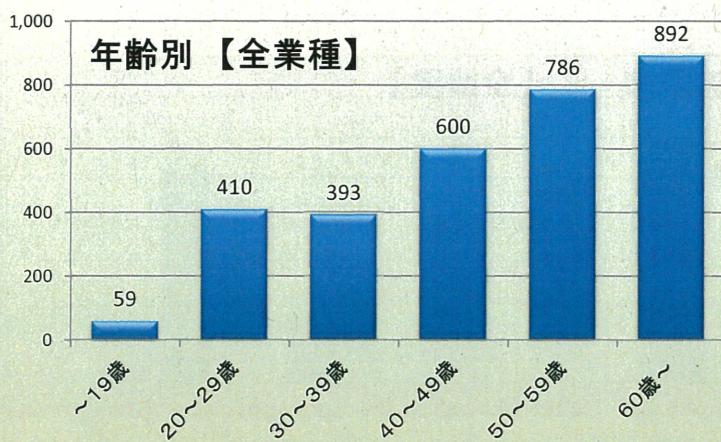
## 建設業の内訳



5

# 令和4年 年齢別 労働災害発生状況

広島労働局

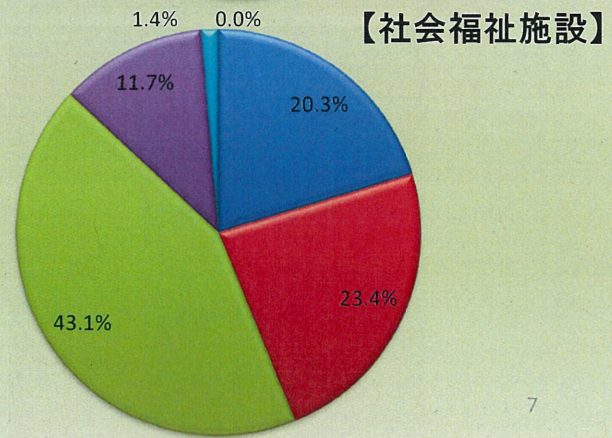
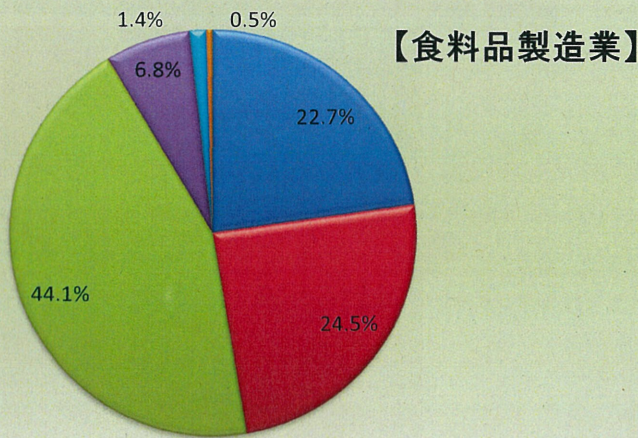
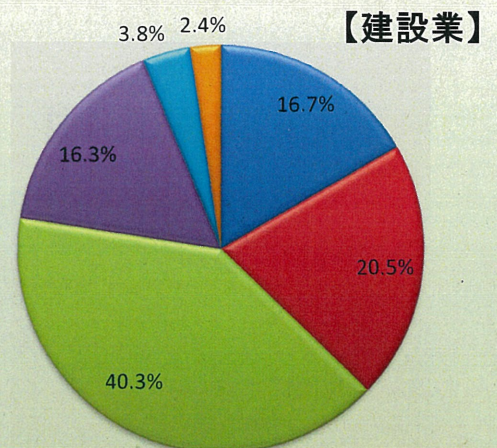
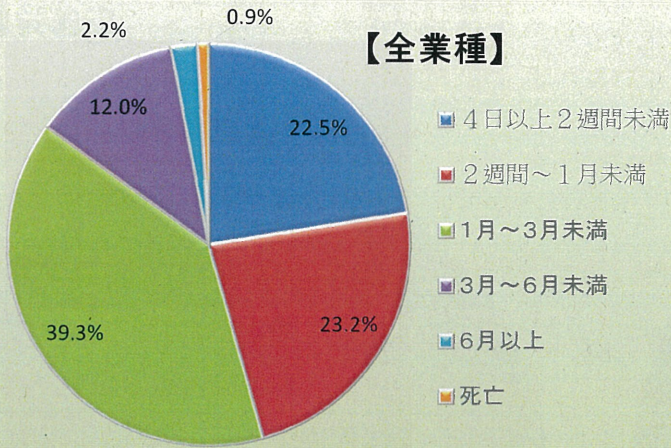


6



# 令和4年 災害の程度別 労働災害発生状況

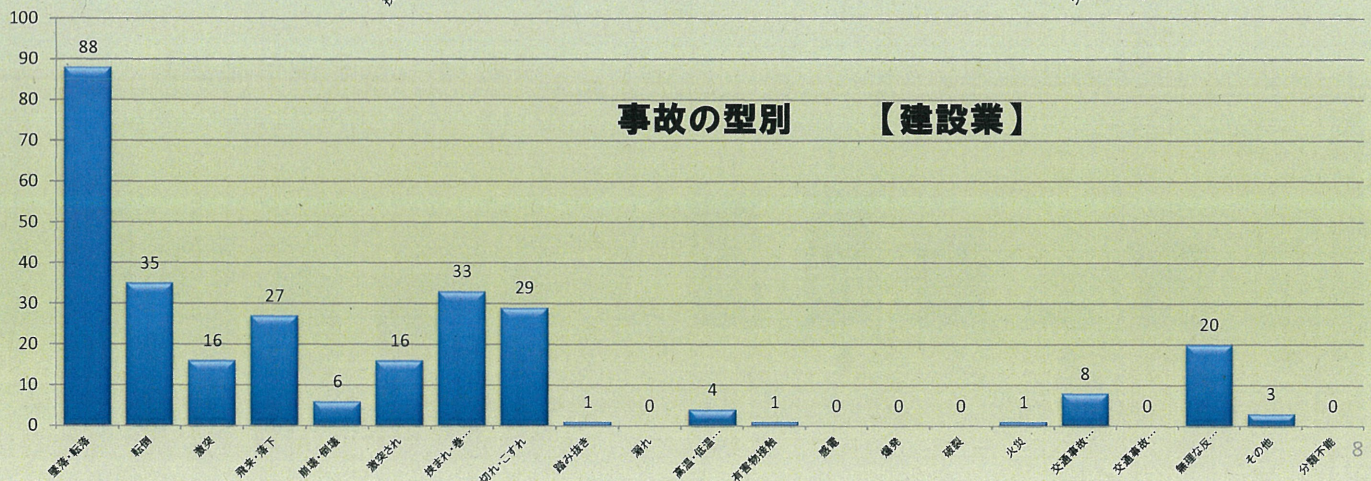
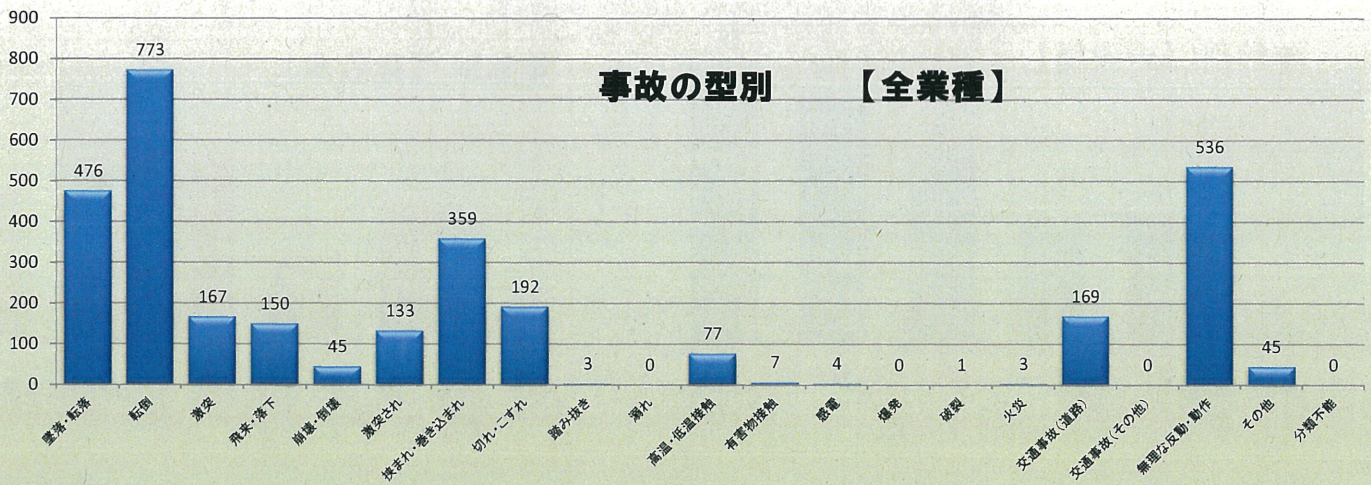
広島労働局



7

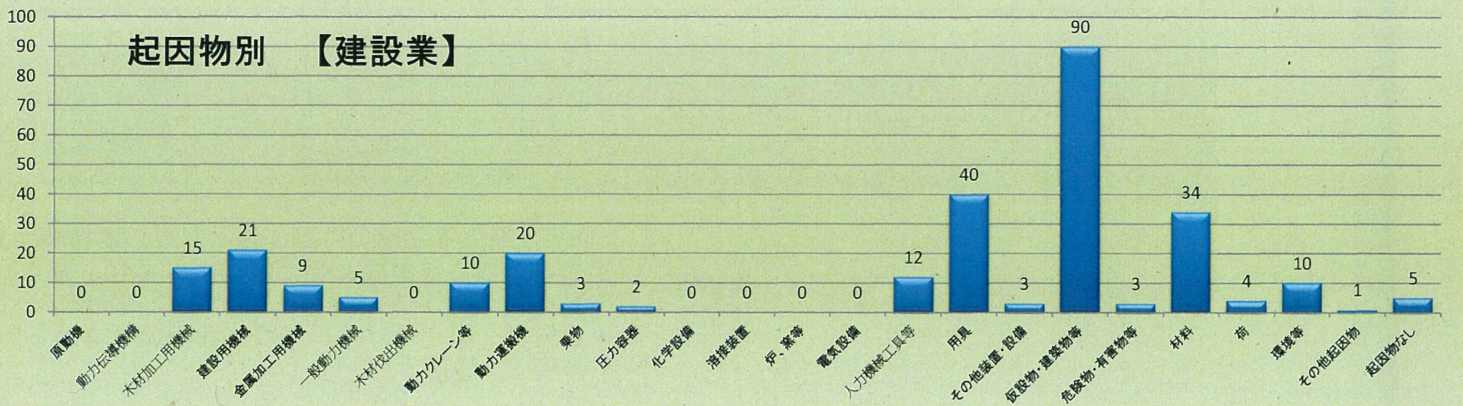
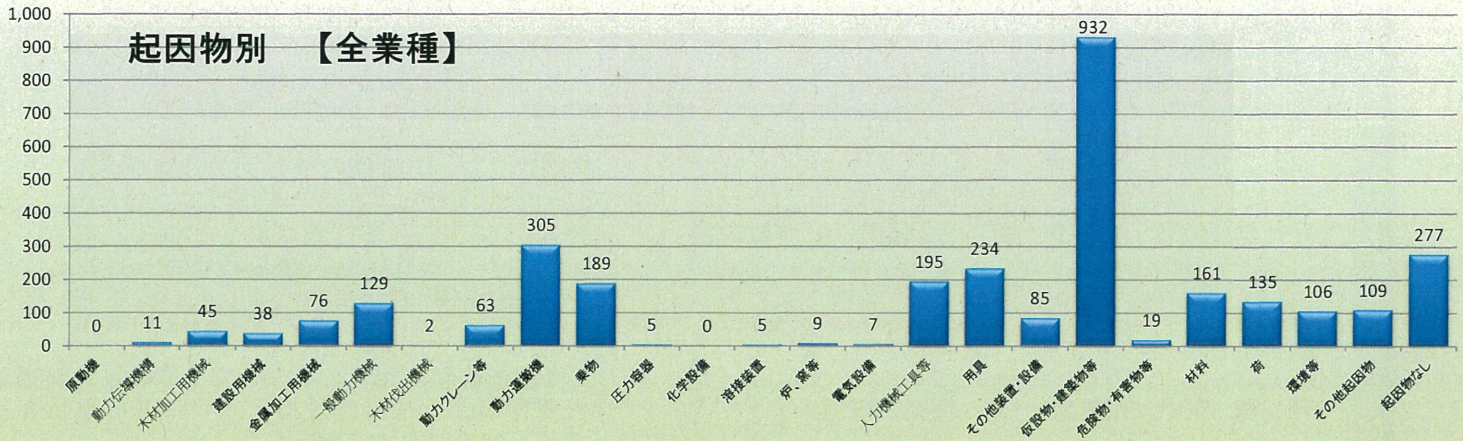
# 令和4年 事故の型別 労働災害発生状況

広島労働局



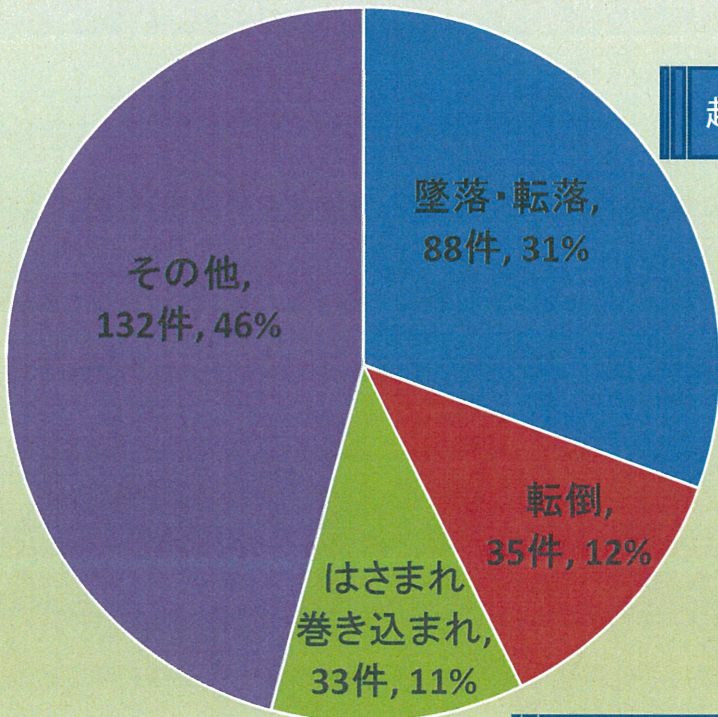
8





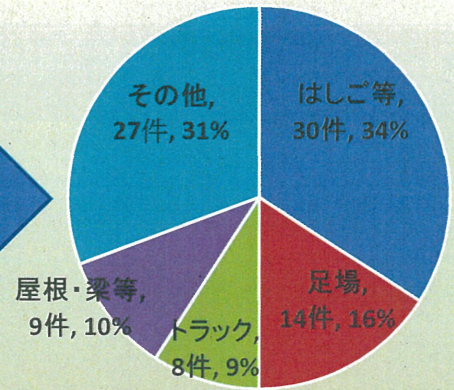
令和4年 建設業の事故の型別とその起因物による内訳

令和4年 死傷災害の事故の型別内訳

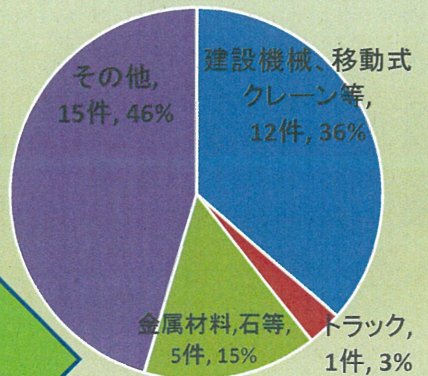


起因物別

墜落・転落の起因物別



はさまれ・巻き込まれの起因物別



起因物別



## 令和4年の建設業における死亡災害事例（1）

（広島労働局）

No.	発生日	性別	年齢	職種	経年数	事故の型	起因物	災害発生状況
1	1月	男	40代	作業員	7年	転倒	移動式クレーン	移動式クレーン機能付きドラグ・ショベルで生コンクリートを入れたホッパーを吊って、約2m下の型枠に生コンクリートを打設しようとしたところ、ドラグ・ショベルが転倒し、運転者がキャビンとコンクリート擁壁に挟まれた。
2	4月	男	60代	作業員	1年	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた	工場屋根修理に伴い、箒などで土ぼこりを清掃していた労働者が、樹脂製波板とスレートの重ね合わせ（境界）部を踏み抜き墜落した。
3	4月	男	60代	作業員	40年	交通事故（道路）	トラック	資材置場の前（傾斜地）に3tダンプを止め、エンジンを切って、車外に出た直後、当該ダンプが逸走し始め、それを止めようと被災者が運転席に乗り込もうとしたところ、ダンプが壁に衝突した衝撃で運転席とドアの間に被災者が挟まれた。
4	4月	男	10代	作業員	1年	墜落、転落	建築物、構築物	防音シートを足場の外側に張るため、建物最上部の看板の天端（H鋼ウェブ上、幅約25cm、屋上からの高さ約5.9m）から垂らしたヒモに、防音シート3枚を結び、引き上げていた際、看板の天端から5.9m下の屋上に墜落した。

11

## 令和4年の建設業における死亡災害事例（2）

（広島労働局）

No.	発生日	性別	年齢	職種	経年数	事故の型	起因物	災害発生状況
5	8月	男	70代	作業員	30年	激突され	フォークリフト	機械とフォークリフトの間に入りフォークリフトの誘導をしていたところ、フォークリフトが急発進し、フォークリフトと機械の間に挟まれた
6	11月	男	60代	管理者	1年	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた	改修作業の様子を写真で撮影するために、屋根の上へ上がり、雨除け鋼板上に乗ったところ、足を踏み外し、明り取り用のポリカーボネート製の折板（厚さ1.5mm）を踏み抜いておよそ8m下の地上に墜落した。
7	11月	男	60代	運転者	24年	墜落、転落	解体用機械	車両系建設機械（解体用つかみ機）を用いて、伐採した木、枝、土砂を除去して重機等が通る通路を作る作業をしていたところ、法が崩れ、同つかみ機ごと墜落した。

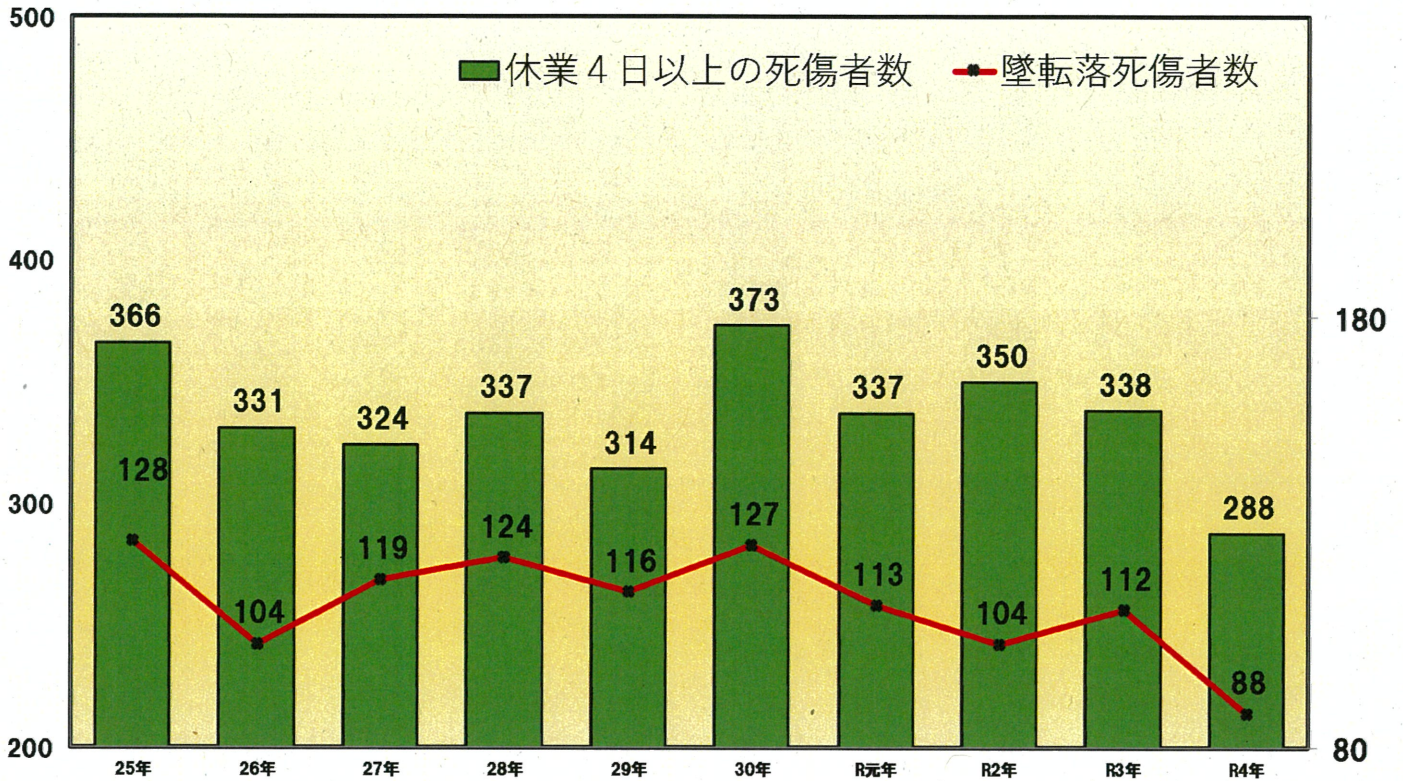
12



# 建設業における死傷者数と墜落・転落災害の推移

(平成25年～令和4年)

広島労働局



13

令和5年度

## 広島労働局行政運営方針（抜粋）

～守ります みんなの暮らし あなたの職場～

### 第5の2 安全で健康に働くことができる職場づくり

(4) 第14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

(5) 職場における感染防止対策等の推進

### 建設業における墜落・転落災害等の防止

改正労働安全衛生規則（一側足場の使用範囲の明確化、足場点検者の指名）及び関係ガイドライン等の指導・周知を含め、墜落・転落災害防止対策など建設工事における労働災害防止対策の促進を図る。

14



# 広島第14次労働災害防止推進計画



## 計画期間

令和5（2023）年4月1日～令和10（2028）年3月31日

## 計画内容

事業者、労働者、広島労働局等、すべての関係者が、安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ、以下の8つの項目を重点として具体的な取組を推進します。

## 重点事項

①

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発  
社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

②

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

③

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

④

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

⑤

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

⑥

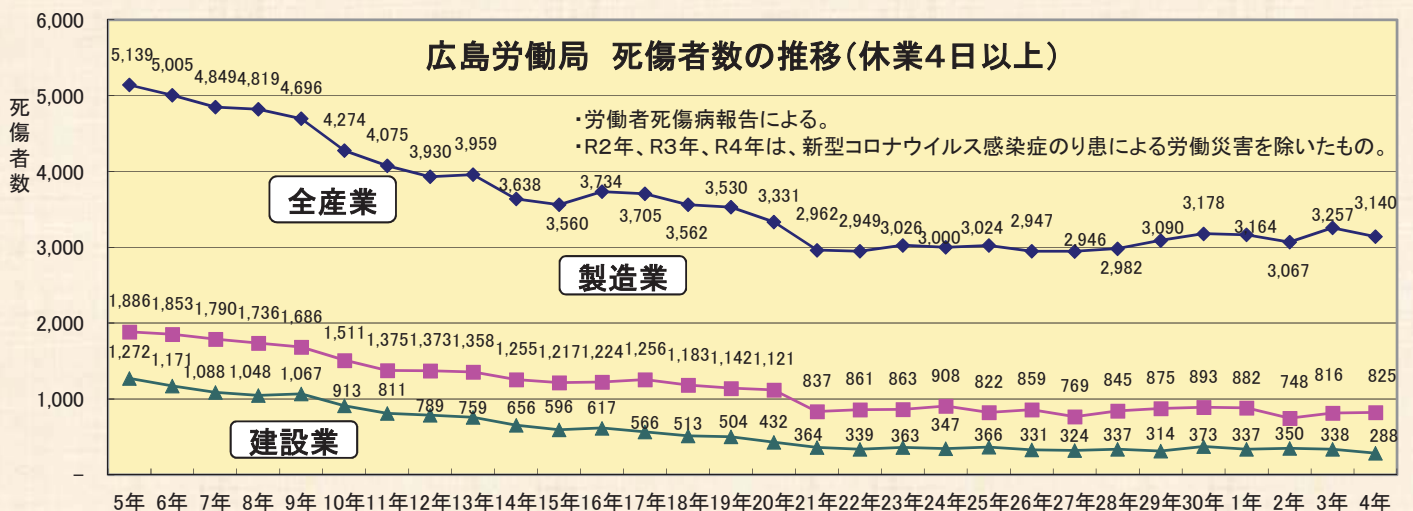
業種別の労働災害防止対策の推進  
陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

⑦

労働者の健康確保対策の推進  
メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

⑧

化学物質等による健康障害防止対策の推進  
化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線



問い合わせ先

広島労働局労働基準部 健康安全課・各労働基準監督署

(R5.6)

# 計画の目標

(アウトプット指標とアウトカム指標)

## 本計画における目標の考え方について

事業者は、重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、アウトプット指標の達成を目指すこととなります。

事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、本計画で定める取組の効果検証を行うための指標として取り扱います。

事業者

### アウトプット指標【新規】

計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施する事項を定めたもの。

事業者、労働者、行政等の関係者が一体となって、計画期間内に指標の達成を目指す！

### アウトカム指標

アウトプット指標を実施した結果として期待される事項や効果の検証を行うための指標。

労働局

達成を目指し計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱います。



## アウトプット指標

## アウトカム指標

### (ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ◆転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ◆卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。

- ◆増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までにその増加に歯止めをかける。
- ◆転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下（2022年広島局平均42日）とする。

- ◆医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲）
- ◆介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

- ◆増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

### (イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ◆「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- ◆増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2027年までにその増加に歯止めをかける。

### (ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ◆母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等、外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- ◆外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体の死傷年千人率以下とする。



アウトプット指標	アウトカム指標
(工) 業種別の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。</li> <li>◆墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。</li> <li>◆機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。</li> <li>◆「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆陸上貨物運送事業の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。</li> <li>◆建設業の死亡者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で15%以上減少させる。</li> <li>◆製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。</li> <li>◆林業の死傷者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で5%以上減少させる。</li> </ul>
(オ) 労働者の健康確保対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。</li> <li>◆勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。</li> <li>◆使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。</li> </ul>	—
(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート（SDS）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。</li> <li>◆労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で5%以上減少させる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2023年と比較して、2027年までに増加させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆熱中症による死亡者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で減少させる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン等に基づいて、当該中毒災害を予防するため必要な措置を実施している事業場の割合を2023年と比較して、2027年までに増加させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一酸化炭素中毒による死傷者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で30%以上減少させる。</li> </ul>

※ 第13次労働災害防止計画とは、広島第13次労働災害防止推進計画を意味します。

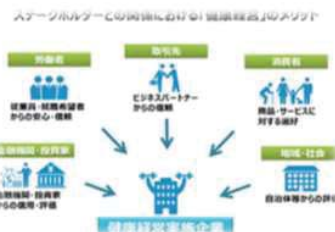
上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待されます。

- 死亡災害については、第13次労働災害防止計画期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で5%以上減少する。
- 死傷災害については、2022年と比較して2027年までに減少する。

# アウトプット指標達成のために事業者が取り組むこと（概要）

## ① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- 安全衛生対策等の意義を理解し、主体的に労働者の安全と健康保持増進対策に取り組む。
- 国等が行う安全衛生対策に係る支援等を活用し、自社の安全衛生活動を推進する。
- 労働者死傷病報告提出に当たって、電子申請や記載内容の充実等に取り組む。
- デジタル技術等の新技術を活用し、危険作業の遠隔化や無人化等による作業の安全化を推進する。
- 健康診断情報を活用し、個人情報に配慮しつつ、保険者と連携して労働者のコラボヘルスに取り組む。
- 労働安全衛生法に基づく申請について、電子申請を活用する。



## ② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 転倒災害が対策を講ずべきリスクであること認識し、その取組を進める。
- 筋力維持による転倒予防のため、運動プログラムの導入やスポーツの習慣化を推進する。
- 非正規労働者も含めた全労働者への雇入時等の安全衛生教育の実施を徹底する。
- 「職場における腰痛予防対策指針」を参考とした腰痛予防対策に取り組む。



## ③ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく職場環境等の取組を進める。
- 転倒災害が対策を講ずべきリスクであること認識し、その取組を進める。
- 保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。



## ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」や「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく労働者の安全と健康管理に取り組む。
- 外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用した安全衛生教育や健康管理に取り組む。





## ⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- 労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」における議論等通じて、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方等において、事業者が取り組むべき必要な対応について検討する。



## ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進

### 『陸上貨物運送業』

- 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく安全対策に取り組む。
- 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策に取り組む。

### 『建設業』

- 墜落・転落のおそれのある作業について、囲い、手すり設置、墜落制止用器具の使用、はしご・脚立等の安全な使用徹底等、高所からの墜落・転落災害防止に取り組む。併せて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- 「職場における熱中症予防基本要綱」に基づく措置や「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく測定、健診、教育等の対策に取り組む。

### 『製造業』

- 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、製造時における残留リスクを使用者に確実に提供する。（危険性の高い機械を製造する製造者が対象）
- 機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。

### 『林業』

- 「伐木等作業の安全ガイドライン」等、関係ガイドラインに基づく安全対策の確実な実施。



## ⑦ 労働者の健康確保対策の推進

- ストレスチェック結果に基づく集団分析結果を活用し、職場環境の改善を行うことでメンタルヘルス不調の予防を強化する。
- 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」に基づくハラスメント防止対策に取り組む。
- 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」に基づく措置を行う。①労働時間管理 ②有給取得の促進 ③勤務間インターバル制度の導入、労働時間等設定改善指針に基づく労働時間の設定の改善
- 長時間労働による医師の面接指導、保健師等による相談支援を受けるよう勧奨する。
- 必要な産業保健スタッフの確保とサービスの提供、スタッフの研修体制の整備。
- 治療と仕事の両立支援を受けられるよう労働者や管理監督者等に対する研修等の環境整備に取り組む。
- 医療機関や支援機関等の両立支援コーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。



## ⑧ 化学物質による健康障害防止対策の推進

### 『化学物質による健康障害防止対策』

- 化学物質製造者、取扱者等における化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用による次の2つの事項を的確に実施する。①化学物質製造時のリスクアセスメント実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDS交付。②化学物質取扱事業場は入手したSDS等に基づくリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

### 『石綿、粉じんによる健康障害防止対策』

- 建築物石綿含有建材調査者講習修了者等による事前調査を確実に実施する。
- 石綿事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- 解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について周知を図る。
- 粉じん障害防止規則のほか、第10次粉じん障害防止総合対策に基づく自主的な取組を推進する。
- トンネル工事を施工する事業者は、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者じん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

### 『熱中症、騒音による健康障害防止対策』

- 「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、WBGT値に応じた適切な措置を実施する。併せて、事業者、衛生管理者等を中心とした管理体制を整備する。
- 労働者自らによる暑熱順化の作業、水分・塩分補給等の健康管理を行う。
- 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく測定、健診、教育等に取り組む。

### 『電離放射線による健康障害防止対策』

- 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。

### 『一酸化炭素中毒等による災害の防止』

- 鉄鋼業、造船業、建設業及び一般飲食業における自主的な一酸化炭素中毒による労働災害防止対策に取り組む。



**アウトプット指標達成のために事業者  
が取り組むべき具体的な取組事項につい  
ては、広島第14次労働災害防止推進計画の  
本文にて掲載しています。**

**詳しくは、こちらからご確認ください。**



**QRコード**



**検索**

**広島労働局 14次防**

**広島県内の事業場の皆様へ**

広島労働局では、本計画の推進状況を把握するためのアンケートを実施します。アンケートの依頼があった場合には、ご回答いただきますようお願いいたします。



# STOP！熱中症

## クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組



キャンペーン  
実施要項

### 準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



## キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP  
1

### 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

STEP  
2

### 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/>	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/>	服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/>	暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/>	プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/>	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/>	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

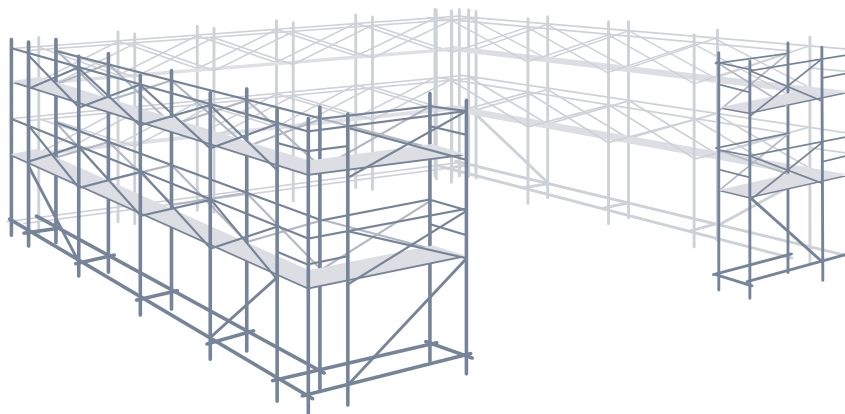
## 重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**



# 足場からの墜落防止措置が強化されます

●改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

## 改正のあらまし

1

一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

令和 6 年 4 月 1 日以降、幅が 1 メートル以上の箇所<sup>\*</sup>において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が 1 メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

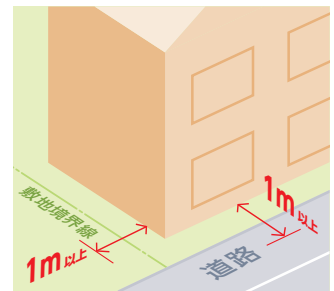
つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

<sup>\*</sup>足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が 1 メートル以上ある箇所のこと。

### ● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

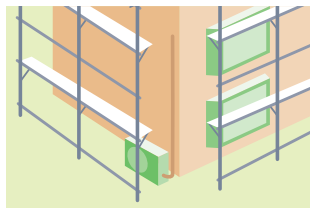
足場設置のため確保した幅が 1 メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が 1 メートル以上の箇所」を確保してください。

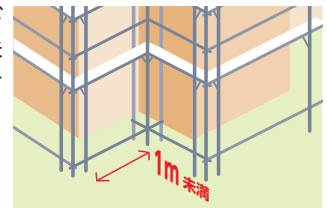


### ● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

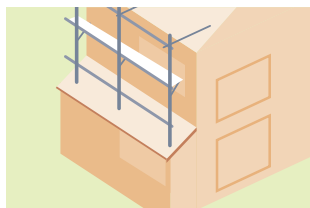
- ・ 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



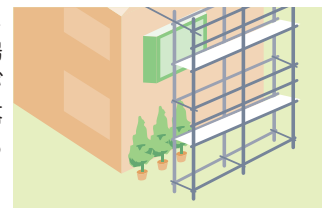
- ・ 建築物の外面の形状が複雑で、1 メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- ・ 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



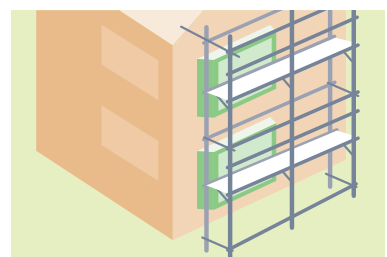
- ・ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔<sup>\*</sup>が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



<sup>\*</sup>足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が 30 センチメートル以内とすることが望ましいです。

#### <留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を 1 本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



<sup>\*</sup>図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。



## 2

### 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第 567 条、第 568 条、  
第 655 条

R5.10.1  
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

#### ● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

#### ● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

## 3

### 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第 567 条、第 655 条

R5.10.1  
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に 2 で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

#### <留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約 400 人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

## ● 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

### (1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

### (2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

### (3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第 18 条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

### (4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和 4 年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」での議論や成果等は、順次、以下の HP で公表します。

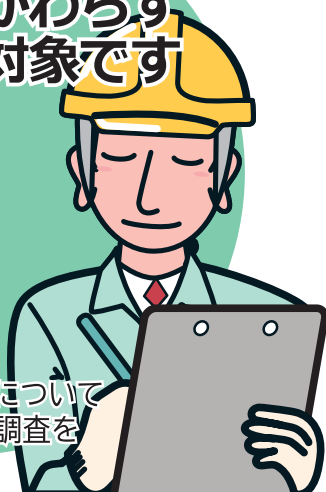


[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/anzeneisei.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html)

問い合わせ先：国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室  
電話番号：03 (5253) 8111 (内線 24813 / 24816)



事前調査は、  
工事の規模にかかわらず  
すべての工事が対象です



工事対象となるすべての範囲について  
石綿が含まれているか事前に調査を  
行う必要があります

事前調査結果の  
報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを  
使用すれば、パソコン・スマホから  
24時間報告できます（※）



一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が  
労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の  
報告をあらかじめ行う必要があります

（※）システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます

事前調査は、  
「建築物石綿含有建材調査者」  
が行う必要があります！

令和5年 **10月1日**  
着工の工事から!!

※

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者  
（一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定）
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト  
調査診断協会に登録された者



詳細は、石綿総合情報ポータルサイトを  
ご確認ください  
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



# 事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です（石綿が無い場合も報告が必要です）。

▼ 工事の対象	▼ 工事の種類	▼ 報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
特定の工作物(※3)	改修(※1)	請負金額が税込100万円以上
	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

) 材料費も含めた工事全体の請負代金

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

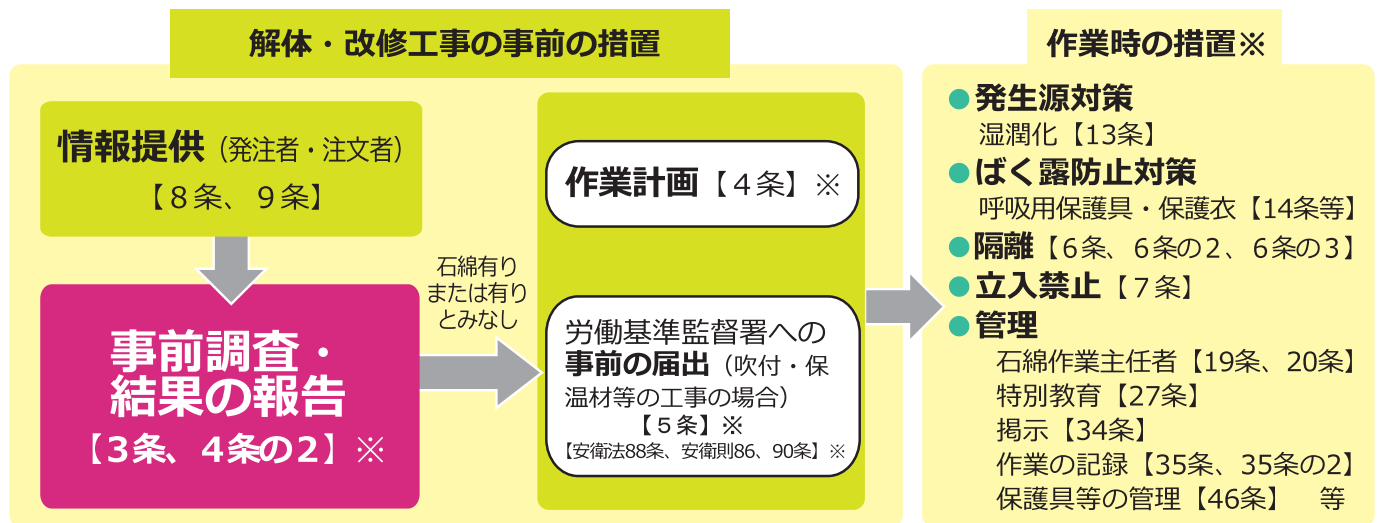
※3 報告対象となる工作物は以下のものです（なお、事前調査自体は以下に限らずすべて必要です）。

- ▶ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ▶ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ▶ 焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ▶ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ▶ トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ▶ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板



## 事前調査結果に基づいた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は不可欠です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。 ※は罰則規定のあるもの。  
建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関連する法令としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

**詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！**

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。

**各種手続きについて**

### 事前調査結果報告システムの操作方法について

石綿事前調査結果報告システムをご利用頂く前に「利用者マニュアル・詳細機能編」を参照ください。

### G BizIDについて

G BizIDトップ画面「クイックマニュアル」をご確認ください。ご不明点はお問合せ先まで。



基発 0330 第 3 号  
令和 5 年 3 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

### 第 10 次粉じん障害防止総合対策の推進について

粉じん障害の防止に関しては、粉じん障害防止規則(昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。)が全面施行された昭和 56 年以降、粉じん則の周知徹底及びじん肺法(昭和 35 年法律第 30 号)との一体的運用を図るため、これまで 9 次にわたり、粉じん障害防止総合対策を推進してきたところである。

その結果、昭和 55 年当時、6,842 人であったじん肺新規有所見労働者の発生数は、その後大幅に減少し、令和 3 年には 136 人となるなど、対策の成果はあがっているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要である。

また、トンネル建設工事の作業環境を将来にわたってよりよいものとする観点から、最新の技術的な知見等に基づき、坑内作業場における粉じん障害防止対策を強化するため、粉じん則等の一部が改正され、令和 3 年 4 月から施行されたところであり、加えて、作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置を強化するため、粉じん則等の一部が改正され、令和 6 年 4 月から施行されることである。

以上の状況を踏まえ、別紙 1 のとおり、第 10 次粉じん障害防止総合対策を推進することとしたので、各局においては、9 次にわたる粉じん障害防止総合対策の推進状況や別添「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の定着状況等に応じて、粉じん障害防止対策の効果的な推進に努められたい。

また、関係団体に対し、別紙 2 のとおり要請を行ったので、了知されたい。

## 別紙 1

### 第 10 次粉じん障害防止総合対策

#### 第 1 目的

粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止することは、極めて重要である。

本総合対策は、じん肺新規有所見労働者の発生状況、9次にわたる粉じん障害防止対策の推進状況等を踏まえ、当該対策の重点事項及び労働基準行政が実施する事項を定めるとともに、労働者の安全と健康を守るため、事業者が講じなければならない措置等のうち、重点事項に基づき今後5年間において事業者が特に実施すべき措置を、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」（以下「講ずべき措置」という。）として示す。その上で、その周知及び当該措置の実施の徹底等を図ることにより、事業者に対して、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）及びじん肺法（昭和35年法律第30号）の各規定に定める措置のほか、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等といった粉じんによる健康障害を防止するための自主的な取組を適切に実施することを促し、もって粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的とする。

#### 第 2 総合対策の推進期間

令和5年度から令和9年度までの5か年とする。

#### 第 3 総合対策の重点事項

じん肺所見が認められる労働者数は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、一般的に遅発性疾病であるじん肺に対して厚生労働省が長期的に取り組んでいくことの必要性を鑑みれば、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要である。

このため、まずは、業種や職種を問わず、粉じんばく露の防止に効果的な対策である呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底並びに粉じんの有害性と対策の必要性について周知及び指導等を、業種や職種を問わず実施する必要がある。特に、作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分され、その改善が困難な場合は、個人サンプリング法等による濃度測定結果に基づく有効な呼吸用保護具の使用が義務化され、令和6年4月から施行される所であり、その定着に取り組む必要がある。

また、令和3年4月から施行されたずい道内の粉じん濃度の測定結果を踏まえた有効な電動ファン付き呼吸用保護具の使用も含め、引き続きずい道等建設工事に係る粉じん障害防止対策に取り組む必要がある。

さらに、粉じん作業に従事する労働者に対して、適切に健康管理措置を進めていくためには、事業者が行うじん肺健康診断についても着実に実施される



よう取り組む必要がある。

加えて、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要がある。

このほか、地域の実情をみると、引き続き、アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業、金属等の研磨作業、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破砕作業に係る粉じん障害防止対策等の推進を図る必要がある都道府県労働局（以下「局」という。）もみられることから、下記4つの重点事項に加え、管内のじん肺新規有所見労働者の発生状況、これまでの局の総合対策の推進状況等に応じて、上記以外の粉じん障害防止対策を推進する必要がある。

上記を踏まえ、次の事項を重点事項とする。

- ① 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
- ② ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- ③ じん肺健康診断の着実な実施
- ④ 離職後の健康管理の推進
- ⑤ その他地域の実情に即した事項

#### 第4 労働基準行政の実施事項

##### 1 局及び労働基準監督署の実施事項

###### (1) 局における重点事項の設定

局は、上記第3①～④に掲げた重点事項を基本としつつ、管内の各業種及び作業ごとの事業場の取組状況、これまでの総合対策の推進状況並びにじん肺有所見労働者の発生状況等に応じ、上記第3⑤の局独自の重点事項を設定する。

###### (2) 集団指導、個別指導、監督指導等の実施

集団指導、個別指導、監督指導等の各種行政手法を効率的に組み合わせ、「講ずべき措置」をはじめとして、粉じんの有害性や、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の必要な事項について、効果的に周知徹底を図る。特に、重点事項である「呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底」及び「じん肺健康診断の着実な実施」について重点的に指導を行い、じん肺健康管理実施状況報告が未提出の事業場に対しては提出するよう指導する。

また、監督指導の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合は、司法処分として送検することを含め、厳正な措置を講じる。

さらに、事業者に対して健康管理手帳制度を周知すること等により、離職するじん肺有所見労働者に対する健康管理対策の推進を図るとともに、健康管理手帳交付対象者に対して当該手帳交付時に、健康管理に係る留意事項等を十分指導する。

###### (3) 計画の届出の徹底及び適正な審査

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条に基づく計画の届出の徹底を図り、その適切な審査を行う。

また、ずい道等建設工事に係る計画の届出がなされた際には、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（以下「ずい道粉じん対策ガイドライン」という。）に沿った計画となっているか確認する。

(4) 電動ファン付き呼吸用保護具の着用

電動ファン付き呼吸用保護具は、粉じん則等において、特定の作業に労働者を従事させる場合に着用させることが義務付けられているが、その性能の高さから、当該特定の作業以外においても、これを活用することが望ましいことに鑑み、上記(2)及び(3)の指導・審査時等において、事業者に対して電動ファン付き呼吸用保護具の着用について勧奨する。電動ファン付き呼吸用保護具の選択及び使用に当たっては、電気機械器具の一種であることに鑑み、現場の状況に応じ電気機械器具防爆構造規格（昭和44年労働省告示第16号）に適合した電動ファン付き呼吸用保護具の選択及び使用を要請する。

なお、ずい道等建設工事においては、要求防護係数に基づく有効な電動ファン付き呼吸用保護具の使用及び作業主任者の職務について、必要な指導を行う。

(5) 関係団体等に対する指導等の実施

ア 労働災害防止団体、事業者団体等に対する要請等

労働災害防止団体の都道府県支部、関係事業者団体等に対し、構成事業場に向けて、「講ずべき措置」をはじめとして、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の内容の周知徹底及び健康管理手帳制度を周知するとともに、構成事業場においても、労働者や関係請負人（一人親方等を含む。）に対して、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の内容を周知することを要請する。

また、関係事業者団体に対して、「講ずべき措置」の実施状況を確認する自主点検を実施すること及び当該自主点検結果に基づき、構成事業者に対し必要な粉じん障害防止対策を自主的に実施することを要請する。

さらに、必要に応じて、労働災害防止団体、関係事業者団体等が行う粉じん作業を有する会員事業場への普及啓発活動の場を活用して、粉じん対策に関する説明を行う等の連携を図る。

イ 粉じん障害防止総合対策推進強化月間等を通じた啓発活動の実施

(7) 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

粉じん障害防止対策を効果的に推進するためには、粉じんの有害性及び粉じん障害防止対策等に関する関係者の意識を高揚させ、自主的な粉じん障害防止対策の実施の活性化を図ることが重要である。

このため、全国労働衛生週間準備期間の9月を引き続き「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」とし、関係団体等に対し、構成事業場へのパトロールの実施等、当該月間中における各種行事の開催を要請する。



(4) 粉じん対策の日

粉じん作業を有する事業場に対し、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的実施させ、その定着を図るため、毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定するよう指導する。

(6) 中小規模事業場への支援

中小規模事業場に対しては、都道府県産業保健総合支援センター又はその地域窓口である地域産業保健センターが行う労働衛生コンサルタント、産業医等の専門家による相談事業（事業場訪問を含む。）等の活用を図るよう指導する。

また、粉じん対策指導委員等による必要な技術的援助を行う。

(7) じん肺診査における精度確保

じん肺の診査に係る制度の適切な運用には、じん肺診査の体制の維持・強化が必要不可欠である。診査時のじん肺所見の見落としはあってはならないことから、地方じん肺診査医には、放射線科医と呼吸器内科医を両方任命するよう極力努める。じん肺診査の体制については、人材の確保が極めて重要であることから、局においても、日頃から機会を捉えて地方じん肺診査医の候補者の情報収集や人材育成、地域の医療機関との関係構築に努める。

じん肺健康診断に用いる画像はじん肺法第3条でエックス線写真とされているが、この取扱いに変更はない。なお、CT写真はじん肺健康診断の際に参考資料として閲覧して、特にじん肺所見があると総合的に判断する場合に利用して差し支えない。

なお、デジタル画像による診断に関しては、医療用モニターについて、平成23年9月26日基安労発0926第1号「「じん肺標準エックス線写真集」（平成23年3月）フィルム版及び電子媒体版の取扱いについて」の別添「「じん肺標準エックス線写真集」電子媒体版について」において具備すべき条件を示しているところであり、医療用モニターが全局に導入されたことから、今後関係通達の改正を予定しているところである。

(8) ずい道等建設工事の発注者に対する要請等の実施

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策の実効を期するためには、工事発注者が粉じん障害防止対策の重要性を理解し、必要な措置を講じることが重要である。このため、国の出先機関及び地方公共団体等との間の建設工事関係者連絡会議等を通じて、ずい道粉じん対策ガイドラインに基づく対策を実施するための経費の確保について要請を行うとともに、建設業労働災害防止協会が策定した「令和2年粉じん障害防止規則等改正対応版ずい道等建設工事における換気技術指針」（令和3年4月）についても、必要に応じ、参照するよう周知する。

## 2 本省の実施事項

(1) 事業者団体等に対する要請の実施

令和4年5月の労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）による改正において、作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分され、その改善が困難な場所では、厚生労働大臣の定めるところにより、濃度を測定し、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることや当該呼吸用保護具に係るフィットテストを実施すること等が義務化された（令和6年4月1日施行）ところであり、これらの改正内容の関係団体等への周知等を図る。

(2) じん肺診査体制の強化

中央じん肺診査医会で地方じん肺診査医会の運営状況やじん肺の診査が困難となる場合における原因を把握するよう努め、必要な技術的支援を行う。また、医療用モニターが全局において導入されたことから、今後はじん肺管理区分決定の申請者の利便性の向上や遠隔相談による支援の実現に向けたオンライン化等について必要な対応を進める。

(3) 各種調査・研究の実施

粉じんばく露の防止に効果的な呼吸用保護具の適正な使用に関する研究を行う。

また、近年、非典型的で急速に進行するじん肺の事案が散見されていることから、それらについての調査研究を行う。

さらに、近年における医療の進展や医学的知見の集積、過去の研究成果物及びそれに基づく知見等を踏まえ、「じん肺標準エックス線写真集」の改訂の必要性を検討するとともに、じん肺健康診断及びじん肺診査を適切に実施するための「じん肺診査ハンドブック」の精査及び更新あるいはこれに代わるテキストの作成に関する研究を行う。

(4) その他

所属する事業場が転々と変わらぬい道等建設工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を行う建設業労働災害防止協会に対して支援を行い、い道等建設工事に従事した労働者の健康管理の充実を図る。



(別添)

## 粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置

### 第1 趣旨

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。)及びじん肺法(昭和35年法律第30号)の各規定に定める措置等を講じなければならない。また、これらの措置はもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害防止のための自主的取組を推進することが望まれる。

本「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」は、これら事業者が講じなければならない措置等のうち今後5年間において事業者が特に実施すべき事項及び当該事項の実施を推進するために必要な措置をとりまとめたものである。

なお、じん肺所見が認められる労働者数は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要であり、業種や職種を問わず、粉じんばく露の防止に効果的な対策である呼吸用保護具の適正な使用を推進する必要があること、粉じん則等が改正され、坑内作業場における粉じん障害防止対策の強化等がなされたこと、また、じん肺所見が認められる労働者及び離職時又は離職後にじん肺所見が認められる者の健康管理措置を進める必要があること、地域によっては、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止等の推進を図る必要がある。

こうしたことから、第10次粉じん障害防止総合対策においては、「呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底」「ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策」「じん肺健康診断の着実な実施」「離職後の健康管理の推進」「その他地域の実情に即した事項」を重点事項として、主としてこれら事項において事業者が重点的に講ずべき措置について記述している。

### 第2 具体的実施事項

#### 1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底

事業者は、粉じんの有害性を十分に認識し、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講じること。

##### (1) 保護具着用管理責任者の選任及び呼吸用保護具の適正な選択と使用等の推進

平成17年2月7日付け基発第0207006号「防じんマスクの選択、使用等について」等に基づき、「保護具着用管理責任者」を選任し、防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させること。

なお、顔面とマスクの接地面に皮膚障害がある場合等は、漏れ率の測定

や公益社団法人日本保安用品協会が実施する「保護具アドバイザー養成・確保等事業」にて養成された保護具アドバイザーに相談をすること等により呼吸用保護具の適正な使用を確保すること。

(2) 電動ファン付き呼吸用保護具の使用

電動ファン付き呼吸用保護具は、防じんマスクを使用する場合と比べて、一般的に防護係数が高く身体負荷が軽減されるなどの観点から、より有効な健康障害防止措置であり、じん肺法第 20 条の 3 の規定により粉じんにさらされる程度を低減させるための措置の一つとして使用すること。

なお、電動ファン付き呼吸用保護具を使用する際には、取扱説明書に基づき動作確認等を確実に行うこと。

(3) 改正省令に関する対応

令和 4 年 5 月の労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号）による改正において、第三管理区分に区分された場所で、かつ、作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分され、その改善が困難な場所では、厚生労働大臣の定めるところにより、濃度を測定し、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること、当該呼吸用保護具に係るフィットテストを実施することが義務付けられた（令和 6 年 4 月 1 日施行）ことから、これらの改正内容に基づき適切な呼吸用保護具の着用等を行うこと。

2 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

(1) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底

事業者は、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（平成 12 年 12 月 26 日付け基発第 768 号の 2。以下「ずい道粉じん対策ガイドライン」という。）に基づき、粉じん濃度が  $2\text{mg}/\text{m}^3$  となるよう、措置を講じること。また、必要に応じ、建設業労働災害防止協会の「令和 2 年粉じん障害防止規則等改正対応版ずい道等建設工事における換気技術指針」（令和 3 年 4 月）も参照すること。

特に、次の作業において、労働者に使用させなければならない呼吸用保護具は電動ファン付き呼吸用保護具に限られ、切羽に近接する場所の空气中の粉じん濃度等に応じて、有効なものとする必要があることに留意すること。

また、その使用に当たっては、粉じん作業中にファンが有効に作動することが必要であるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付け等を行うこと。

[1] 動力を用いて鉋物等を掘削する場所における作業

[2] 動力を用いて鉋物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業

[3] コンクリート等を吹き付ける場所における作業

なお、事業者は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 88 条に基



づく「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を厚生労働大臣又は所轄労働基準監督署長に提出する場合には、ずい道粉じん対策ガイドライン記載の「粉じん対策に係る計画」を添付すること。

## (2) 健康管理対策の推進

### ア じん肺健康診断の結果に応じた措置の徹底

事業者は、じん肺法に基づくじん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

### イ 健康管理システム

粉じん作業を伴うずい道等建設工事を施行する事業者は、ずい道等建設労働者が工事毎に就業先を変えることが多い状況に鑑み、事業者が行う健康管理や就業場所の変更等、就業上適切な措置を講じやすくするために、平成31年3月に運用を開始した健康情報等の一元管理システムについて、労働者本人の同意を得た上で、労働者の健康情報等を登録するよう努めること。

### ウ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」（平成9年2月3日付け基発第70号）に基づく健康管理教育を推進すること。

さらに、じん肺有所見労働者は、喫煙が加わると肺がんの発生リスクがより一層上昇すること、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対し、肺がん検診の受診及び禁煙について強く働きかけること。

## (3) 元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

元方事業者は、ずい道粉じん対策ガイドラインに基づき、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等を行うこと。

## 3 じん肺健康診断の着実な実施

事業者は、じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出すること。また、労働者のじん肺健康診断に関する記録の作成に当たっては、粉じん作業職歴を可能な限り記載し、作成した記録の保存を確実にすること。

## 4 離職後の健康管理の推進

事業者は、粉じん作業に従事し、じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」（平成29年3月策定。以下「ガイドブック」という。）を配付するとともに、ガイドブック等を活用し、離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知すること。その際、特に、じん肺合併症予防の観点から、積極的な

禁煙の働きかけを行うこと。なお、定期的な健康管理の中で禁煙指導に役立てるため、粉じん作業に係る健康管理手帳の様式に、喫煙歴の記入欄があることに留意すること。

また、事業者は、粉じん作業に従事させたことがある労働者が、離職により事業者の管理から離れるに当たり、雇用期間内に受けた最終のじん肺健康診断結果証明書の写し等、離職後の健康管理に必要な書類をとりまとめ、求めに応じて労働者に提供すること。

## 5 その他地域の実情に即した事項

地域の実情をみると、引き続き、アーク溶接作業と岩石等の裁断等の作業、金属等の研磨作業、屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策等の推進を図る必要があることから、事業者は、必要に応じ、これらの粉じん障害防止対策等について、第9次粉じん障害防止総合対策の「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の以下の措置を引き続き講じること。

- (1) アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
  - ア 改正粉じん則及び改正じん肺法施行規則(平成24年4月1日施行)の内容に基づく措置の徹底
  - イ 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の改善
  - ウ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進
  - エ 健康管理対策の推進
  - オ じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底
- (2) 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
  - ア 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等
  - イ 特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及を通じた作業環境の改善
  - ウ 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施
  - エ 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底
  - オ 特別教育の徹底
  - カ 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進
  - キ たい積粉じん対策の推進
  - ク 健康管理対策の推進
- (3) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業に係る粉じん障害防止対策

事業者は、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業に労働者を従事させる場合には、呼吸用保護具の使用を徹底させること。

また、事業者は、その要旨について、当該作業場の見やすい場所への掲示、衛生委員会等での説明、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。



(4) 屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策

事業者は、屋外における鉱物等の破碎作業に労働者を従事させる場合には、呼吸用保護具の使用を徹底させること。

また、事業者は、呼吸用保護具の使用を徹底するため、その要旨を当該作業場の見やすい場所への掲示、衛生委員会等での説明、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。

6 その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策

事業者は、上記の措置に加え、作業環境測定の結果、じん肺新規有所見労働者の発生数、職場巡視の結果等を踏まえ、適切な粉じん障害防止対策を推進すること。



# 一酸化炭素（CO）中毒を予防しましょう！

## 1 広島県内の事業場における一酸化炭素中毒発生状況について

令和4年9月に、広島県内において仕事中心に一酸化炭素中毒が立て続けに発生し、4人の労働者が被災しています。また、平成30年から令和3年までの4年間に於いて、10人（内1名は不休）の労働者が被災しており、そのうち2人が死亡しています。

一酸化炭素中毒は、ひとたび災害が発生すると、死亡したり、重大な脳機能障害を引き起こす可能性があります。特に冬季は、防寒のため閉鎖された空間で内燃機関を有する機械や火気を使用する可能性があり、一酸化炭素中毒の発生が増加することが予想されますので、一酸化炭素中毒防止対策を行いましょ。う。

## 2 一酸化炭素中毒とは？

一酸化炭素は、不完全燃焼状態で炭素化合物が燃焼する際に発生する、無色・無臭の気体です。空気とほぼ同じ重さで、強い毒性があります。一酸化炭素は、赤血球中のヘモグロビンと結合しやすく、このため一酸化炭素を吸入すると血液の酸素運搬能力が下がることにより一酸化炭素中毒が起きます。一酸化炭素中毒は、軽度の頭痛、吐き気等の風邪症状に似た症状からはじまり、その後、昏倒、致命傷に至るため、無意識のうちに被災するという特徴があります。

空気中における一酸化炭素濃度	一酸化炭素の吸引時間と中毒症状
0.02% (200ppm)	2～3時間内に軽い頭痛
0.04% (400ppm)	1～2時間で前頭痛、2.5～3.5時間で後頭痛
0.08% (800ppm)	45分で頭痛・めまい・吐き気、2時間で失神
0.16% (1,600ppm)	20分で頭痛・めまい・吐き気、2時間で失神
0.32% (3,200ppm)	5～10分で頭痛・めまい、30分で死亡
0.64% (6,400ppm)	1～2分で頭痛・めまい、10～15分で死亡
1.28% (12,800ppm)	1～3分で死亡

災害が発生しやすい場所としては、換気が不十分な場所における火気の使用や、冬場の土木作業におけるコンクリート養生作業、トンネル等におけるガソリンエンジン、発電機の使用などがあります。

また、建設業や製造業、一般飲食店など様々な業種で発生しています。



### 3 広島県内における一酸化炭素中毒の災害事例

業種	発生状況	被災者数	休業日数等
下水道工事業	深さ17mの立坑底部で、アーク溶接作業のため内燃式発電機を稼働させていたところ、一酸化炭素中毒となった。	3人	休業1日 (3人とも)
造船業	新造船のエンジンルーム内において、壁のゆがみをとるため、注水しながらアセチレンガスの溶接トーチで金属を加熱していたところ、意識が朦朧となり倒れた。	1人	休業1日
一般飲食店	労働者2名が店舗内で勤務していたところ、気分が悪くなり、事務室で横たわっていたため、直ちに救急搬送された。厨房の排気システムを確認すると、ブレーカーが落ちており、稼働していなかった。	2人	休業3日 (2人とも)
製鉄・製鋼・ 圧延業	炉修工事のため、停止させている転炉から煙突に続くダクトのマンホールを開放する作業を行っていたが、稼働中の転炉ダクトのマンホールを開放させてしまい、一酸化炭素にばく露した。	3人	2人死亡 1人休業0日
トンネル建設 工事業	坑内において作業を行っていたところ、そばに置いてあった内燃機関を有する溶接機の排気を吸い込んで倒れた。	1人	休業2日

### 4 一酸化炭素中毒予防対策について

#### (1) 内燃機関の使用禁止（労働安全衛生規則第578条）

坑内やタンク、船倉内部などの自然換気が不十分な場所（※）では、内燃機関を有する機械を使用してはいけません。ただし、内燃機関の排気を、ダクト等を通して建造物の外部の大気中に放出する等の換気を行った場合は、この限りではありません。

（※）自然換気状態で、一酸化炭素が100ppm以上の濃度に蓄積するおそれのあるところ。

#### (2) 建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン

労働安全衛生規則第578条では、自然換気が不十分な場所における内燃機関の使用を禁止しています。

しかし、内燃機関の排気をダクト等を通して大気中に放出する場合は、例外的に使用することができます。また、このような場合に遵守すべきガイドラインが策定されていますので、ガイドラインに従って作業を行ってください。3ページ目にガイドラインに基づくチェックリストがありますので、参考としてください。



#### (3) 食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について

近年、食料品製造業及び飲食店では、一酸化炭素中毒による災害等が発生しています。そのため、経済産業省では、チェックリストを作成し、注意喚起を行っています。食料品製造業及び飲食店等の事業場では、右QRコードで案内している通達やリーフレット、4ページ目に掲載しているチェックリスト等を活用して、対策を行ってください。



## 建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインに基づくチェックリスト

ガイドラインに基づいて作業を行っているかチェックしてみてください。

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>	
<b>1 労働衛生管理体制について</b>			
専門 工事 事業者	①	作業責任者（一酸化炭素中毒予防に関する知識を有する者）の選任	<input type="checkbox"/>
	②	作業手順書の作成、作業手順書に基づいた指揮	<input type="checkbox"/>
	③	関係箇所における、作業関係者以外の者の立入禁止及びその表示	<input type="checkbox"/>
	④	呼吸用保護具の適正使用の確認	<input type="checkbox"/>
	⑤	本件ガイドラインの順守状況や労働衛生教育の実施状況の確認	<input type="checkbox"/>
元方 事業者	①	労働者の一酸化炭素中毒に係る労働衛生教育の受講有無の確認	<input type="checkbox"/>
	②	作業手順書の確認、作業場所の定期巡視、専門工事業者間の連絡調整	<input type="checkbox"/>
	③	一酸化炭素中毒のおそれがある場所の立入禁止措置	<input type="checkbox"/>
<b>2 作業管理</b>			
①	使用機材や警報装置、呼吸用保護具の点検	<input type="checkbox"/>	
②	継続的な換気、一酸化炭素の濃度測定	<input type="checkbox"/>	
③	必要に応じた適切な呼吸用保護具の使用、使用済み一酸化炭素吸収缶の即時破棄	<input type="checkbox"/>	
<b>3 作業環境管理</b>			
①	機械換気装置による換気の実施（1時間あたり、作業場容積の20倍以上の割合）	<input type="checkbox"/>	
②	送排気式の機械換気の実施	<input type="checkbox"/>	
③	換気時の一酸化炭素の濃度測定、機械換気装置の風量の実測（換気効果確認のため）	<input type="checkbox"/>	
<b>4 警報装置</b>			
①	一酸化炭素濃度上昇時、直ちに警報を発するものを使用	<input type="checkbox"/>	
②	それぞれの場所で設置（複数の作業場所がある場合）	<input type="checkbox"/>	
③	日常点検や定期点検・整備の実施	<input type="checkbox"/>	
<b>5 異常時の措置</b>			
①	警報機作動時の労働者のすみやかな退避	<input type="checkbox"/>	
②	退避後、再度立ち入る場合の一酸化炭素濃度測定及び適切な呼吸用保護具の使用	<input type="checkbox"/>	
<b>6 労働衛生教育</b>			
①	一酸化炭素の有毒性、本件ガイドライン等の教育の実施	<input type="checkbox"/>	



# 飲食店や食品工場などで ガス機器を使われている皆様へ

ガスが正常に燃えるためには、酸素をたくさん含んでいる新鮮な空気が必要なんです。

ガス機器を使っているときに酸素が足りなくなると燃焼が不完全になり、人体に有毒な一酸化炭素（CO）が発生して中毒になるおそれがあります。

一酸化炭素（CO）中毒を防ぐためのポイントは3つ。毎日、職場の皆さんと一緒にチェックしてくださいね。



料理人見習いのユリさん

## ガス機器を使うときは、必ず換気（給気と排気）！

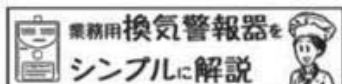
大型のガス機器の使用や、複数のガス機器の同時使用が多い業務用厨房施設では、ガスを使用する量が多い分、新鮮な空気もたくさん必要となります。職場にいる全員が、必ず換気扇や換気設備を運転した状態でガス機器を使うようにしましょう。なお、正常に燃えているガスの炎は青色です。

## ガス機器や換気設備はきれいに清掃し、定期的に点検を！

ガス機器の給排気口や換気設備の吸い込み口に油汚れやホコリなどがたまると、きちんと換気ができなくなり、一酸化炭素（CO）中毒になるおそれがあります。日頃からきれいに清掃し定期的な点検も受けましょう。

## 万が一にそなえて、厨房や工場にCO警報器の取り付けを！

一酸化炭素（CO）は無色・無臭。発生に気が付かずに中毒になる場合がほとんどです。そうならないよう、業務用厨房施設の環境に合わせて作られた「業務用換気警報器」の設置をお勧めします。



ユリさんとキダさんも出演中です！

約2分30秒の動画（日本ガス協会制作）はコチラ↑のQRコード（YouTubeに接続）からご覧いただけます。

ガスの青い炎で美味しい味とみんなの笑顔を！これからもガスの安全にご理解・ご協力をお願いいたします。



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

一般社団法人 日本ガス協会



コミュニティガス

一般社団法人 日本コミュニティガス協会

一般社団法人 日本コミュニティガス協会



一般社団法人 全国LPガス協会

このチラシは行政機関・団体が  
共同で作成しました。

# 新たな化学物質規制が導入されます

## 労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1・・・国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加

※2・・・厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象

※3・・・皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

## これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



SDS及び作業現場の確認



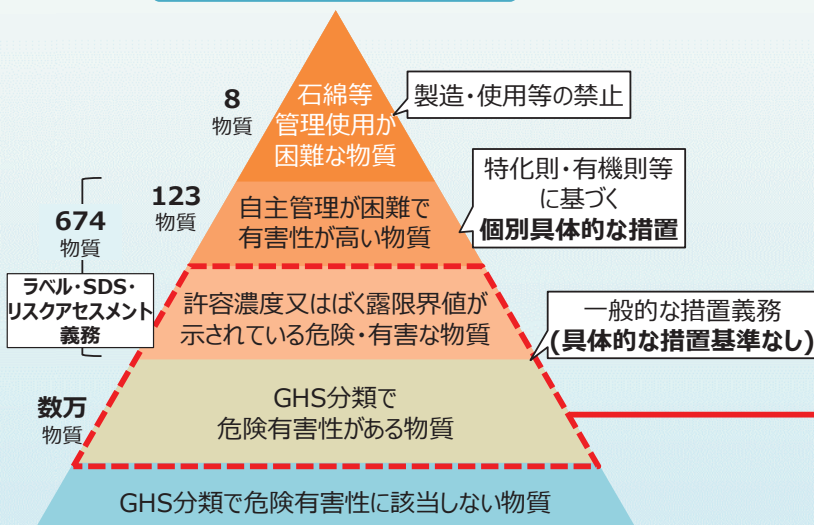
リスクアセスメントの実施



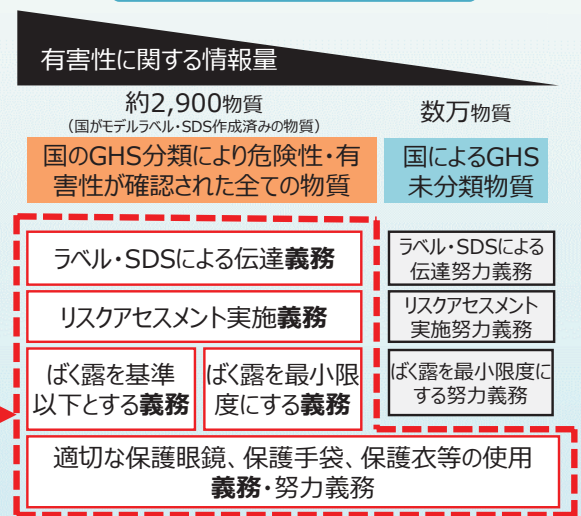
リスク低減措置の実施

## 自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

### これまでの化学物質規制



### 見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。



## ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質

改正後（順次追加後）

国がGHS分類済 約2900物質  
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

### R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された**234物質**が義務対象に追加。

### R4年度中改正・R7年4月施行予定

左記以外の категорияで区分1に分類された**約700物質**を義務対象に追加予定。

### R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性の categoriaで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された**約850物質**を義務対象に追加予定。

## リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

**労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます**

リスクアセスメント結果を踏まえ、**労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。**

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ**労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。**

### ポイント！

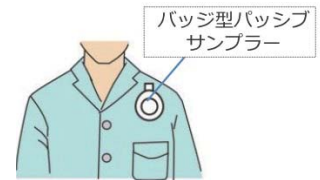
リスクアセスメントやばく露低減措置では、**濃度基準値以下であるかを必ず確認**しましょう。その際、**推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせる**ことが効果的です。



CREATE-SIMPLE

### ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「**米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値**」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。



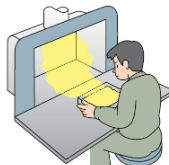
個人ばく露測定

**ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します**

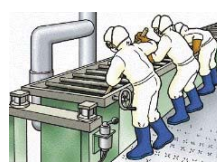
リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を**事業者自らが選択の上、実施**します。



代替物質  
の使用



換気装置等を  
設置し稼働



作業方法  
の改善



有効な呼吸用  
保護具の使用

その他、必要に応じて**医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存\***することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

**リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます**

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、**記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存**することが義務付けられます。また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、**労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存\***することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

## 皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性  
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を  
引き起こしうる化学物質

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質：義務

※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：努力義務

### ポイント！

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

## SDS等による情報伝達が強化されます

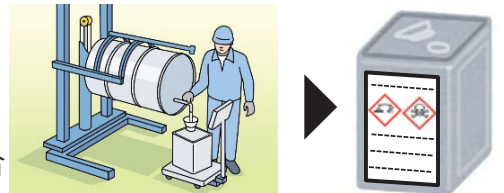
SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されます。
- 成分の含有量は、原則として、**重量%の記載**が必要になります。
- 「人体に及ぼす作用」を**定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新**することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能になります。



電子メール  
の送信



HPのURLや  
二次元コード  
の伝達

## 自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

### 【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

### 【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用管理責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

### 衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に基づきばく露低減措置

健康診断結果やそれに基づく措置

### 雇入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前

一部の業種は除外

改正後

全ての業種



# 新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、  
施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質管理体系の見直し	安衛令別表第9	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならぬ化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？		③ ※令和7年以降も順次追加
	安衛則第577条の2 第577条の3	リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか？		②
			濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？		③
			措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年）		②、③
	安衛則第594条の2 第594条の3	皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止	リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？		②
			皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らか物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？		③
	安衛則第22条	衛生委員会の付議事項	上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く）		②
			衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？		②、③
安衛則第97条の2	がん等の把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？		②	
安衛則第34条の2の8	リスクアセスメント結果等の記録	医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？		②	
		リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）		②	
安衛則第34条の2の10	労働災害発生事業場等への指示	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？		③	
安衛則第577条の2第3項から第5項、第8項、第9項	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		③	
		濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		③	
実施体制の確立	安衛則第12条の5	化学物質管理者	化学物質管理者を選任していますか？		③
	安衛則第12条の6	保護具着用管理責任者	（労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？		③
	安衛則第35条	雇入れ時教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？		③
情報伝達の強化	安衛則第24条の15第1項・第3項、第34条の2の3	SDS通知方法の柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？		①
	安衛則第24条の15第2項・第3項、第34条の2の5第2項・第3項	「人体に及ぼす作用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？		②
	安衛則第24条の15第1項、第34条の2の4、第34条の2の6	SDS通知事項の追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？ SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？ ※含有量に幅があるものは、濃度範囲による表記も可。		③
	安衛則第33条の2	別容器等での保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？		②
その他	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	個別規則の適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？		②
	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	作業環境測定結果が第3管理区分の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？		③
			措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？		③
特化則、有機則、鉛則、四アルキル則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？		②	

(注) 施行期日の①～③は以下に対応。  
規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。  
①2022年（令和4年）5月31日（施行済）  
②2023年（令和5年）4月1日  
③2024年（令和6年）4月1日

詳細はこちら



R4.8